

1. 平成29年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成29年9月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦
5 番	山 川 直 保	6 番	田 中 康 久
7 番	森 喜 人	8 番	田 代 はつ江
9 番	兼 山 悌 孝	10 番	山 田 忠 平
11 番	古 川 文 雄	13 番	上 田 謙 市
14 番	武 藤 忠 樹	15 番	尾 村 忠 雄
16 番	渡 辺 友 三	17 番	清 水 敏 夫
18 番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12 番 清 水 正 照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	丸 茂 紀 子	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	尾 藤 康 春	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	乾 松 幸

消 防 長 桑 原 正 明

郡上市民病院
事 務 局 長

古 田 年 久

国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

議 会 事 務 局
議会総務課長

古 川 義 幸

議 会 事 務 局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の出務、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時34分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には5番 山川直保君、6番 田中康久君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましてはあらかじめ抽せんて決定をいたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えをされますようお願いをいたします。

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（渡辺友三君） それでは、14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行ってまいります。

今回、質問につきましては、1点、働き方改革についてであります。

政府は、成長戦略の核として、また子育て、介護をしやすくするため、一億総活躍のため、国家公務員にフレックスタイム制を導入したり、さまざまな働き方改革を推進しております。

そこで、我が郡上市の現状について、また今後の取り組みについても伺いたいと思います。

現在、自治体の仕事が一貫してふえる中、地方公務員の総数は減っております。IT化による合理化もありますけれども、業務委託、指定管理、非常勤職員化等も考えられる中で、市職員の残業

時間、残業手当、有給休暇等、また休業手当、非正規職員の人数、また非正規職員と正規職員との差についての現状をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、市職員の現状ということについてお答えしたいと思います。

まず、時間外勤務の現状でございますけど、職員1人当たり1カ月の平均時間外勤務時間は、平成26年度及び平成27年度は7.1時間となっております。平成28年度につきましては7.5時間となっております、前年度より0.4時間、24分増加している現状でございます。

平成28年度におきまして時間外勤務時間が多い部署につきましては、商工観光部が14.9時間、教育委員会が12.2時間となっております。市における月の目標の上限時間は、今、15時間と設定しておりますので、いずれについても市が目標とする上限には達していないという現状でございます。

それから、時間外勤務手当の支給についてでございますけど、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員につきましては、正規な勤務時間を超えて勤務した全時間に対しまして、勤務1時間につきまして勤務の区分に応じて規則で定める割合を乗じた額を時間外勤務手当として支給しております。

有給休暇の取得状況でございますけど、特に今有給休暇の取得の推奨ということで28年度より7月から9月の夏季休暇につきまして3日間連続でとるような、計画してとるような働きかけをしております。そうした中での実績でございますけど、平成26年度は7日間、それから平成28年度は7.1日ということで、有休の取得状況につきましてはほぼ横ばいというのが現状でございます。

それから、日日雇職員の現状でございますけど、平成29年4月1日現在の週20時間以上の勤務がある日日雇用職員の人数につきましては462人となっております。待遇につきましては、最低賃金を含む社会情勢あるいは近隣市の状況を勘案して決定しておりまして、本年4月におきまして特別休暇及び時給で勤務する日日雇職員の待遇改善については行っておりましてございます。

特別休暇につきましては、本年4月に改正を行いましたその内容につきましては、今までは有給休暇については、日日雇と正規職員と差がございましたけど、このところについて特別休暇ということで非正規職員につきまして、忌引休暇、それから裁判員等休暇等の有給の特別休暇、介護、短期介護休暇、病気休暇と、これは無給でございますけど特別休暇を取得できるように改正を行いました。

それから、無給につきましては、産前産後（産前休暇、産後休暇）、有給保育時間休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、生理休暇、妊娠妊婦健診等病気休暇につきまして無給休暇という、無給でございますけど特別休暇というふうな扱いにしたということでございますので、お願いします。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

ある市のことですけれども、この3カ月以上、3カ月以内かな、休業の場合には給料が3割カット、また今1年以上休暇をすると給料は無給になるとかっていう規則を決めている市もあるようですけれども、郡上市におかれましてはそういう、例えばこの前決算認定の中で5人の休業があるということでしたけれども、そういった人に対する休業、有休、給与についてはどのような扱いをなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 病気休暇があった場合、90日間は通常の給与が支払われます。その後でございますけど、休職になりますので、それ以降につきましては、休職については、1年間でございますけど、8割のところが保障されておるということでございます。これは正規の職員でございますけど。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。大体の現状は把握できましたけれども、今後、郡上市としてどういった働き方の取り組みをなされるのか、お伺いしたいと思います。

国のほうでは、このフレックスタイム制、個人が出社または退社の時間を選ぶこととか、また脱時間給制ですか、また裁量労働制とか、いろんな政府の働き方の改革がなされる予定でありますけれども、そういったフレックスタイムの導入とか、また同一労働同一賃金、また非常に高齢化もしておりますので、定年についてもどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） フレックスタイムの今後の考え方でございますけど、フレックスタイムといいますのは、これ、1日の勤務時間を5時間のコアタイムを含む1日の最大勤務時間を6時間と規定し、育児、介護中の職員は1日の最大勤務時間を4時間に短縮し、他の日に集中して仕事をすれば平日のうち、勤務しない日をつくることもできるようにすると、こういったところがフレックスタイムの国家公務員における考え方でございます。

こういったものでございますけど、このことにつきましては、平成28年4月1日現在で条例の制定団体でございますけど、都道府県では3団体、それから指定都市は未制定という検査結果が出ております。これにつきましては、市民窓口等の市民サービスに直結する業務を行っている、そういった現状から条例化しているところが少ないというような現状がございます。

市につきましても、そういったことから、このフレックスタイムにつきましては、現在のところ

は考えておりません。考えていないというのが現状でございます。

ただし、ゆう活というのをやっております、夏の間、日が長くなりますので、そのときにおきましては朝早く、1時間早く出勤して1時間早く退社すると、そういったようなゆう活というのを現在設けて実施しております。

28年度の実績でございますけど、その対象とできる職員が全ての職員ではございませんので、480人というところを対象にして実施しまして135人がそのゆう活に取り組んでおるところで、28.1%の取得率であったというところでございます。

それから、同一労働同一賃金に関連するということでございますけど、これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されました。地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備することをその内容としており、平成32年4月1日に施行されることというふうになっております。

この具体的な内容でございますけど、これ、総務省より事務処理マニュアルというのが示されておりまして、少し簡潔に申しますと、給与水準の考え方としまして日日雇職員の給与につきましても、その職務の内容や責務、職務の遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めると、こういったところがマニュアル等示されております。こういったところで示されておりますので、施行が32年4月1日ということでございますので、県内各市との状況を参考として今後に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、定年制度のほうでございますけど、国家公務員の定年を65歳まで延長するための国家公務員法の改正が現在検討に入っております。地方公務員法につきましても、平成32年ごろには改正がされるというようなところがございますので、そういった国や県の改正を見ながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひとも女性が働きやすい環境をつくるためにも、このフレックスタイムの導入といったことについては取り組んでいただきたいと思いますし、また今後研究していただきたいと思います。

子育て、また当然介護といったことにも結びつくわけですがけれども、このフレックスタイム制を導入することによって自由なそれぞれの働き方ができると思いますので、ぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、定年後、高齢者の働き方、これは公務員に限らないことでありますけれども、2013年4月の改正高齢者雇用安定法から4年が過ぎました。2015年の60から64歳の雇用者は438万人、65歳以

上は458万人で、65歳以上も働くのが当たり前の時代になったようであります。

ところが、その働かれることは働いてみえるんですけれども、問題はその賃金だと言われております。今後はその賃金の調整が期待されるわけですが、さて、特にこの公務員に関しまして再雇用先をどのように探してみえるのか。退職前から決まっている割合、また市の紹介とか、そういったことがなされているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 定年後の再就職についての紹介してるかどうかという質問でございますけど、市におきましては、現在、退職者に対して就職先を紹介してと、そういうことはございません。しかしですけど、平成25年度末の定年退職者から年金の支給が今段階的に引き上げられていることがございます。そういった期間、退職後に無年金期間が生じないために、雇用と年金の接続を図るために定年退職後に市での就労を希望される場合におきまして改めて雇用する再任用制度というのがございます。そういった再任用制度がございますので、再任用、引き続きの雇用を希望する場合につきましては、その再任用制度をもって対応しておるとというのが現状でございます。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

先日、ラジオを聞いていましたら、今生まれる子どもの平均年齢は、恐らく100歳を超えるだろうと言われております。といいますことは、60歳過ぎてから40年ほどは職をなくす老後になるということで、非常に危機的な状態になっていくのだと思いますし、またこの60歳を超えてから、65歳になると思いますけれども、超えてからの就労といったことについて、今後、我々もどんな形で取り組んでいくのか、非常に重要な問題になってくると思いますので、行政のほうもそういったことにぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、今度は小中学教員の働き方の改革であります。

文部科学省が公表した公立小中学校教員の勤務実態調査によると、過労死の目安とされる週60時間を超えて働いている教員は、小学校でも33.5%、中学校で57.7%に上がっております。平日の勤務時間は、小中とも11時間を超えているというデータが出ております。

また、8月の、これは25日、中日新聞にこんな記事がありました。「ブラック部活動」ということで、「部活動はあくまで自主的な活動だ。放課後などの部活動の指導は勤務時間には入らず、時間外勤務手当も出ない。しかし、現実には8割以上の中学校で全教員の部活の指導が実質的に義務づけられておる。中学校の教員の6割近くの残業時間が過労死ラインを超えるという過酷さの一因に部活がある。そういう現状をどれだけの保護者が知っているのだろう。朝も夕も部活。疲れ切っ

ているのに、土日も休めず、家族との時間もとれない。先生も生徒もそんな部活こそブラック企業戦士の予備軍を生み出しているのではないかと警鐘が重く響く」、こんな記事が掲載されました。

確かに中学校の部活といったものは非常に大きな問題だろうと思います。しかし、私はこの記事を読んで、1つだけ疑問に思うことがありました。この部活動もこの記事のように強制である場合には非常に問題があると思いますけれども、こういうことを自主的にやられる教員の方もみえると思います。自主的な指導をされる教員にまで規制があつてはいかがなものと考えますが、こういった部活動との絡み、教職員の勤務実態につきまして、これも残業時間、残業手当、有給休暇と休業手当等についても答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 失礼します。武藤議員には、郡上市や子どもたちのために日ごろ頑張っている教職員の健康について気遣っていただきましたことをありがとうございます。

幾つか御質問があったかと思いますが、私のほうで柱立てをしてお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

1点目でございますが、教員の時間外手当についてでございますが、現在、教員には時間外勤務手当の支給はありません。そのかわりに、公立の義務教育等諸学校の教育職員の給与に関する特別措置法、一般的には給特法といいますが、それにより、一律、給与月額の4%に当たる教職調整額が支給されておりますことを承知おきください。

それから、郡上市の教職員の勤務実態についてお答えをしたいと思います。平成24年より毎年教職員の勤務実態について把握するために11月の1週間を抽出して調査をしております。28年度の調査結果については、6月議会の一般質問でもお答えしたところですが、その後、市内の小中学校の教職員を対象に、ことしの6月に時間外調査を行いました。その結果について、実態として報告をさせていただきます。

対象としたのは、6月の平日、月曜日から金曜日、職員については主幹教諭、教諭、養護教諭、それから栄養教諭、事務職員の対象者は365名の時間外の状況を調べました。週60時間未満の教職員が174名、これは全体の48%に当たります。それから、60時間以上80時間未満の教職員については112名、これは全体の30%でございます。それから、80時間以上100時間未満の教職員については63名、全体の17%。それから、100時間以上の教職員については17人ということで、全体の5%となっております。先ほどの指摘のように、本市においても週60時間を超える教諭職員が全体の52%いるということが調査からわかりました。

また、この時間外の内容について確認したところ、6月は小中学校ともに校外学習を行う学校が多くある。また、中学校においては、特に中体連の夏季大会を控えて部活指導に全職員で取り組ん

でいる学校が多いこと等もわかりました。また、生徒指導上の問題への対応や授業改善に向けた教材研究、学校行事の準備などでは、児童生徒が下校した後に時間をかけてやらなければならないことがあり、時間外にどうしても仕事をしなければならないことがあることはたしかでございます。

お尋ねの部活動についてお話をさせていただきます。

部活動については、市内8中学校に58の部活動があります。その58の部活動を86人が顧問として担当をしております。平均して1部活は約1.5名ということになっております。生徒が下校するまでの活動を部活動、それから帰宅後に活動する場合については保護者クラブまたは総合型スポーツクラブの活動となっております。

部活動の指導者は教員であり、外部の指導者をお願いしている部については、今のところ、学校では1つしかありません。それから、保護者クラブ等は、現在、保護者、社会人の方に協力を得て実施しております。郡上市内の中学校では、夜間、それから休日、保護者クラブの活動として活動をしており、郡上市は他の地区よりも多くの社会人指導者の方に協力をいただいて中学生の活動を支援いただいております。その点においては、他の地区のように地域や社会人の協力が得られないで休日も教員が全て指導を行っている、先ほどの新聞記事で指摘されたような実態ではないというふうに私は捉えております。

それから、その部活動を担当する先生方の負担度についてお話をさせていただきます。

各学校では、教員の特技や指導経験、また家庭事情をできるだけ考慮して担当する部活動を決めております。しかしながら、全ての職員の意向をかなえるには大変困難であり、できるだけ複数、2人等の体制をとるなど、1人の職員に大きな負担がかからないように配慮をしていただいています。また、中には自分の持ち味や専門性を生かして子どもたちと汗を流し、感動を共有することを生きがいと思う教員は社会人指導者登録も行い、学校の勤務以外の休日でも主体的に指導をしていただいている教員もいます。半面、適当な社会人コーチがいなかったり、保護者からの依頼や願いを断り切れないため、休日の時間を割いて指導を行っている教職員もいることも事実でございます。

今後も生徒数の減少に伴い、教職員も人数が減少していきます。現状の部活動を維持することが大変困難になることから、子どもたちの願い、それをかなえるため、かつ教職員の負担軽減には外部の方々、特に社会人指導者の方との連携が一層必要だと私は考えております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） るる御説明いただきまして、ありがとうございました。

しかし、この今の答弁の中で、過労死の目安とされると週60時間を超えて働いている教員の数が非常に多いということにちょっと危機感を感じておりますけれども、そういった教職員の労働時間

の短縮をどのように取り組んでいくのかというのが今後の課題だと思いますけれども、私はこの学校の運営に地域や外部の方々がかかわるチーム学校の視点が必要なのではないかと考えております。

また、教職員にタイムカードがあるのかって聞いたところ、全国でタイムカードがあると答えたところは2%だったと聞いておりますし、またパソコンでそういった職員の勤務実態を把握している学校もあるようではありますが、今後、やっぱり教員のタイムカードの導入とか、勤務時間の把握といったものも含め、また地域や外部の人材がかかわるチーム学校、そういった視点が必要だと思いますが、それについての御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 先ほど申し上げました教職員の実態につきまして、現在、教員の働き方改革について多忙化解消推進校、ことしは白鳥小学校を指定をしておりますが、そうした学校の実践例を紹介しながら、各学校で多忙化を解消する取り組みに工夫をしていただくよう指導しているところでございます。

特に8のつく日の早帰り、それから特定の先生に負担が滞らないよう校務分掌の見直しや学校行事等の見直し、さらに退校時刻を決めて、互いに気兼ねすることなく早く帰れる職場の雰囲気づくりをしていただいているところですが、今後、一層教職員の勤務の適正化が推進されるように、各学校の取り組みを足並みをそろえ、また早く退校できることを保護者や地域の方にも御理解、御協力いただきますよう、校長会と協議し、保護者または学校宛ての具体的な取り組みについて通知をするよう、現在、準備を進めているところでございます。

また、ことしの夏休み、8月14日、15日については、学校閉庁日を設けて、教員が年休や、それから夏季休暇をとりやすい環境を整えております。

それから、タイムカードについてでございますが、教職員の勤務記録についてはタイムカードについては今導入はしておりませんが、各自が持っておりますパソコンの学校間ネットワークの画面を立ち上げると自動に記録されるシステムを9月より導入しております。よって、管理職はそれらをもとに各職員が入力した一覧表で勤務の時間を把握することができます。1週間または1カ月の集計から、特に継続的に帰りが遅くなっている職員には管理職が仕事の内容を聞くなどして仕事の内容の把握をするとともに、早く帰宅するよう声がけに努めております。

それから、御指摘のチーム学校についての考え方でございますが、これまで教員は非常に幅広い職務に当たることが求められてきました。また、そのことが教育活動の質の保証にもつながっていました。しかし、今日の学校では、いじめ、不登校、先ほど申し上げました部活動の指導など、教員だけではカバーできないほど複雑かつ多様で解決が困難な問題への対応が迫られています。こうした状況を克服する鍵となるのが、先ほど議員が言われましたチーム学校という考え方だと認識し

ております。教員がより授業とか学級経営、生徒指導といった教育活動に専念できるように、多種の専門家の方、または地域の方々に助力を受けることが求められることから、今後、一層専門家、それから地域の人材を生かした学校経営が進められるよう働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともそういうふうに取り組んでいただきたいと思ひますし、最近、ニュースのほうで過労死の問題、いろんなブラック企業の問題とかが取りざたされております。ぜひとも学校でそういった問題が起きないように、また非常にストレスのたまる部署もたくさんあると思ひますし、そういったこともそれぞれの職員同士でいろんな連携をとりながら、ぜひともそういった不幸な人ができないように取り組んでいただきたいと思ひますが、そういった形で学校のほうもお願いしたいと思ひますが。

最後になりますけれども、先日の決算認定の中で5人の職員が休んでいて、3人は何とか回復してるっていう話を聞きました。僕もいつもここ通るたびに役場の電気がついてるかついてないか非常に気になるところでありますけれども、やっぱり職員の健康といったものが非常にこの役場の職員の働き方について大事なことだと思っておりますが、今後、そういった職員の健康管理につきましてぜひとも積極的に取り組んでいただきたいこと、また働き方につきましてもいろんな研究をしていただきたいと思ひますが、最後に市長さんに一言、そういった職員の働き方、部署の問題もありますし、いろんな人間性の問題もあります。そういったことにつきましての御意見を伺って質問終わりたいと思ひますが、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 武藤議員からは、一般の職員の問題、あるいはまた学校の先生方の勤務の問題につきまして、種々御指摘をいただきました。先ほど三島公室長がお答えをいたしましたように、一般の職員につきましてもいろいろと新しい時代の要請、これは子育てに対する支援あるいは介護という問題への対応、あるいは高齢社会というものを迎えていろいろと元気な方は活躍の場を求めておられるというようなこともございます。また、新しい課題としてこうした同一労働同一賃金というような形での調整というような種々の問題を抱えておりますので、これらに対しまして適切に対応してまいりたいというふうに思ひますが、職員の健康という問題、これは教職員の問題についてもお取り上げになりましたように、一つは、勤務時間というものをできるだけやはり合理化をしていかなければいけないということ等であると思ひますし、もう一つは、これも御指摘になりまし

たが、できるだけ職場のメンタルな風土というものを、いわば風通しのいい、そうした人間関係等でこの重要なメンタルな面での問題を引き起こすというようなことのないように意を払ってまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、誰でもそうですけれども、健康ということがまず第一でございまして、それによって職員あるいは教職員の皆さんも市民の皆さんに適切にサービスに当たられることができるようにということについて大変重要な問題でありますので、郡上市としても真剣に取り組んでまいりたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 野 田 勝 彦 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、4番 野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目ございますが、一般質問をさせていただきます。

第1点目ですが、国民健康保険の県単位化に対する我が郡上市の対応について、来年度に向けて非常に大きな行政上の変更になると思いますが、これについて恐らく初めてのことで、当局のほうでも大変苦慮されているといいますか、戸惑いもありかと存じますが、そういうことも含めて幾つか質問をさせていただきます。

国民健康保険、以後、ここでは国保というふうにちょっと略させていただきますが。この前の決算認定の特別委員会でも、私は若干質問させていただきましたが、とにかく高過ぎる国保税、国保料。払いたくても払えない国保料金。こういうことについて、結果的には未納者がどんどんふえていっているんですね。収納率も下がっていくと。何とかしなきゃならないということはもう誰もが承知のことなんだと思いますが、その原因がまず第一にはこの構造ですね。国保の構造にあると言われます。

そこで、最初に若干確認という意味も含めまして、どんな構造になっているのかを二、三申し上げたいと思います。

保険制度は、国保のほかには協会や組合健保あるいは共済などがありますので、こちらと比較するとよくわかるかと思い、ちょっと数字を挙げさせていただきます。

国保の加入者の平均年齢は約50歳であります。これに対して、他の健保の平均年齢は35歳。ばり

ばりの現役時代がその平均的な年齢であります。1人当たりの平均所得、これは世帯ではなしに1人当たりですので、その数字は下がることになるわけですが、国保の加入者は83万円。一方、他の健保は百四、五十万円から二百二、三十万円まで。およそ倍あります。逆に言うと2分の1が国保のほうです。

1人当たりの医療費です。当然、病気になって医者にかかれば医療費がふえますが、国保加入者の平均は31万円。他の健保の場合は十四、五万円。約倍額の医療費を必要としている。

すなわち、かつて農林水産業者と自営業者が圧倒的だったのが、今、国保の加入者は8割が無職またはワーキングプアと言われておりますが、当然ながらこういう構造になるわけですね。ですから、納めなければならぬ国保料も当然上がってくる。それに追い打ちをかけるのが国の政策だと言われます。

さかのぼって、今から30年ぐらい前、三十数年前になりますが、1980年代ですが、私どもが若いころでございますが、このころ、国保に対する国庫支出の比率が約50ないし60%あったわけです。非常に手厚い保護を受けていた。こういう時代がだんだんだんだんと変わってきまして、その後、国はどういう政策をとったかといいますと、ふえ続ける高齢者に対応が大変だったということもあるでしょうが、社会保障費の抑制政策をかなり強引に進めてきました。すなわち、これはふえ続ける高齢者の増加分を抑制するわけです。金額を維持します。変えませんから、ふやしませんから、当然ながら国保財政は窮屈になってくる。その結果どうなるかといいますと、加入者の国保料金の引き上げ、これは大幅に上がってきます。と同時に、この自治体のほうのいわば支援といいますか、法定内外の繰り出しが当然大きく求められてくるわけです。こうして今まで何とかしのいできた、これが実態ではないでしょうか。

国保の所得に対する負担率というのがございますが、所得に対して国保料金が何%かと言いますね。これは約、今は10%ぐらいになっております。もちろん、国保は加入者個人の事情や家庭の状況とか、所得などによって差がありますので、大変高い場合は20%にもなると言われる。これは国保料金だけです。ほかの税や、あるいは義務的な経費を考えると大変な大きな負担になってしまう。こうした事態をどうしてもやっぱり考えていかなきゃならないと思います。そういう意味では、国保に対する国庫の負担を大幅に引き上げる必要がある。

最近行われました国保改革の協議会というのが国の機関にありますが、そこで全国知事会から1兆円の国庫支出をされた。もう破格の金額ですね。1兆円ですから。ところが、国はなかなか首を縦に振りません。結果的には三千数百万円でおさめたようですけれども、それぐらい大幅に支援をしなければ本当に破綻してしまうというのがこの知事会の要請だったんです。私は、非常にこの知事会の要請は妥当性があると思う。

さて、この国保の構造的な問題を今問題になっている県単位化というのがあるわけですが、

これは結局、国保を広域化することで何とか切り抜けようとする、こういう政策だと私は見ております。ですから、名目上は財政の安定化とか、市町村の格差是正。市町村にも大きな市町村もあれば、弱小なところもありますので、これを平均化するんだと。一見いいことのように思いますが、しかしよく考えてみますとこの内容については構造的な問題については一切変わらないわけですから、結局、小さかったのが大きくなって問題が広域化し、より複雑になるという、こういう仕組みを今からやろうというわけですから、恐らく大変なことになると思います。

この仕組みの概要は、県は市町村へ納付金を割り当てます。各市町村は幾ら払いなさいと。県のほうへ納めなさい。県のほうはそれを国保税として——失礼いたしました、もといます。市のほうですね。市のほうは納付金を税として賦課して徴収する。これを県に納めると。そして、県のほうは集めた財政を各市町村に分配する。言ってみれば、ちょっと言葉悪いですが、胴元のような形になると思います。

そこで、県のほうからはどういう指示が、指示といいますか、内容が示されるかという、自治体の年齢構成、この自治体の平均年齢とか年齢構成の差を調整しまして、それから医療費の水準や所得の水準、被保険者の数を指標にしながら標準保険料率を算定するわけです。これを各自治体に示すことでこの自治体のほうが保険料を決めていると。

さて、そこで若干前置きが長くなりましたが、質問させていただきます。

過去に2回ほどこの試算を県のほうで行ったはずですが、この2回の試算は大変大ざっぱなもので、その試算の内容にもこれは大変現実とは乖離があるというふうに注意書きがされておりましたけれども、実は7月10日に厚労省から新しい試算の通知が県に出されまして、第3回の試算が行われたはずでございますが、この第3回の試算はいろんな補助金やその他もろもろも加えてかなり詳細に出ているはずですが、市としましてはこの第3回の試算を受けておりますでしょうか。もしおりましたら、その保険料率はどれくらいなのか。従来の金額と比べてどう変わったのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えさせていただきます。

議員のほうからこの国保につきまして質問が4点ありまして、今回のその来年度からの保険税がどうなるかという御回答の中には、3つ目に質問があります賦課方式の点も大変関係しておりますので、申しわけありませんが、そのことも含め、回答もちょっと含めさせていただきましてお答えしたいと思います。

ちょっとそもそもの国保の今度県の統一化というようなところで、議員がおっしゃられましたちょっと仕組みと重複するところがあるかわかりませんが、お願いします。

都道府県の単位化の目的は、現在の市町村が運営する国民健康保険が抱える被保険者の年齢が高く、低所得者が多く、小規模保険者が多いといった構造的な問題を解消するため、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営と効率的な事業展開をすることにより、国民健康保険制度を安定化するために行われるものでございます。

平成30年度から県単位化となりますが、県内の国民健康保険の状況は、ここで賦課方式になりますが、均等割、平等割、所得割、資産割で賦課を行う4方式とか、資産割を課さない3方式で賦課を行っている市町村もあります。そういう中で、資産割等の税率も県内ばらばらの状況であります。また、各市町村の医療費水準とか、所得水準に格差があるため、平成30年度はそれぞれの市町村が保険税率を定めて賦課徴収し、県に事業費の納付金として納めることになります。

この事業費納付金の算定に当たりましては、過去3年間の医療費の状況から来年度の伸び率を推定しまして、そして平成30年度の県全体で必要な保険給付費を算出いたします。この算出された保険給付費の総額から公費を除いた額を市町村ごとの医療費水準、そして所得水準の格差を反映して案分し、市町村ごとに負担する納付金が算出されることになります。

この事業費納付金の試算につきましては、これまで3回行われておりますが、1回目、2回目においては作業の検証程度のものでありまして、回を重ねるごとに精度が高くなり、実際の納付金に近い数値とはなってきております。

今回の第3回目の試算結果を受けまして、市は県へ納める事業費納付金と市が行う保険事業費の経費を合わせた総額を算出いたしまして、各保険税率の検証を行うことになります。この中で、資産割についてなんですが、景気の影響を受けにくい安定した財源となる利点がありますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、やっぱり時代の変化とともに加入する被保険者の就業形態等が大きく変わってきて、資産割に対する不平等感とか、保険者間の不均衡があるといった課題があるために、全国的にも資産割を賦課する保険者が減ってきている状況であります。

こうした中、また県のほうにつきましては事業費納付金の算定に当たりましては、標準賦課方式については資産割を課さない3方式としております。

以上のことから、当市におきましても医療給付費分の賦課方式を現状の4方式から資産割を課さない3方式に変更するように検討を進めております。

ただ、資産割を廃止することによりまして、当然、その所得割の税率が引き上げられることとなりますが、過度にやはり負担がふえないようにということで、著しくふえないように段階的に調整していきたいと考えております。

また、国はその平成30年度から県単位化に向けて1,700億円の公費拡充を行うこととされておりますが、これは国保会計の赤字解消に充て、健全な財政運営を早急に行うようにというものでありまして、当市におきましても赤字解消を優先に考えております。来年度は国民健康保険制度改革の

初年度でもありますので、保険税全体では負担増にならないように基金等を有効に使い対応したいと考えております。今後も国とか県からの情報に注視しながら、平成30年度の県単位化に向けて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 一番聞きたかったのは、来年度の保険料は幾らになるか。具体的にはなかなかあらしにくいかもしれませんが、もしできたら教えていただきたい。

それから、この標準保険料率は、あくまでも参考で市のほうで独自にこれを運用できるということが当初の出発の前提でございますけど、当然ながら2年、3年、4年と年月がたつうちにこれはかなり大きな外圧になると思います。

そういう意味で、これからは、いわゆる平準化というのはまさに平準になっていくと。市独自のやり方がもう通用しなくなっていくということが大いに考えられるわけですが、さて、来年度からこの法定内外の繰り入れについてはどうお考えなのか。

それから、一括でちょっと時間もありませんのでお聞きしてよろしいでしょうか。その次の項目ですね。先ほど賦課方式、4方式から3方式にということもやりましたが、私はそれ自体は大いに賛成で、ぜひともその実現をしていただきたいと思いますと思いますが、さらに進めて、私は2.5方式をお願いをしたいんです。

といいますのは、均等割ですね。均等割については、今、被保険者の人数で賦課するわけですが、18歳未満の非労働の段階においては、私はこれは除外すべきだと思うわけです。と同時に、子どもさんの数がふえればふえるほど均等割はふえるわけですから、子育て支援にも反する、逆行する措置だと思います。そういう意味で、均等割は勤労世代といいますか、所得のある世代に限定すると。そういう意味では、2.5方式をぜひとも実現をしていただきたい。

この2点についてお尋ねします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） まず最初に、法定内外の繰入金のことについてお答えしたいと思います。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、出産育児の一時金等の繰入金、事務費等の繰入金、総合保健施設事業繰入金、健康管理事業繰入金、財政安定化事業分の繰入金という法定内のこれは繰入金分とありますが、法定外の繰入金といたしましては決算のときにもちょっとお話をいたしました、福祉医療波及分と、あとは保険税負担緩和分というようなところをもちまして法定外繰り入れとして入れております。

繰入金の総額につきましては、平成28年度の決算で3億5,200万となっております。また、それ以外の繰入金の以外のところで3,500万の基金の繰り入れも行っております。

平成30年度からの国保制度改革による県単位化の目的といたしましては、国保会計の赤字解消と健全な財政運営が盛り込まれております。県単位化に合わせ、国は1,700億円の公費拡充を行い、国保会計の赤字解消と健全な財政運営をするようにというものです。このため、保険税負担緩和を理由とした法定外繰り入れは、実質収支の計算上も赤字とみなされ、赤字保険者は財政再建計画を定め、収支均衡の実質的な回復を図るよう国、県から指導を受けることになります。

こうした中、市は保険税負担緩和を目的とした一般会計からの法定外繰り入れといたしまして保険税の税率改正を行った平成23年度から25年度までは各年度1億円、そして平成26年度から27年度までは各年度7,500万円、そして平成28年度から29年度は各3,500万円を繰り入れてきました。平成30年度以降、国は保険税負担緩和分を理由とした法定外繰り入れを規制するという方針であります。今後、やっぱり非常な困難な状況ではあるかと思えます。ただ、今後、国とか県からの情報もやっぱりいろんな情報が提供されますので、また他市の動向も注視しながら慎重に判断していきたいと思っております。

もう一つの賦課方式につきましては、先ほどの回答の中で入れさせていただきましたが、郡上市としては3方式のところを進めていきたいと考えておりますし、その2.5方式につきましては次の段階として1世帯当たり郡上市の被保険者の数であったりとか、そういうようなところも注視しながら今後の検討とはしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 法定内外繰り入れについて、もう少し来年度具体的にどうするかというのをお尋ねしたかったんですが、過去のことは終わったこととして、来年度の繰り入れは従来どおり3,500万あるいはそれ以上になるのか、それは無理なのか。なかなかこれからは難しくはなると思えます。ということは、イコール保険料の値上げになっていかざるを得ない。国からの補助は総計で3,400万円しかありませんから、全国で割ってしまえばこれはわずかなものです。とてもその法定内の、今までの法定内外の繰り入れではおさまらないということは保険料金の引き上げにならざるを得ないというのが私の推察であります。

その辺のことをもうちょっとお聞きしたいんですが、時間もございませんので、次へ移らさせていただきます。

質問項目2つ目でございますが、市の業務の窓口業務ですね。これの外部委託化の問題についてでございます。

まず第1点ですが、従来、市の業務たくさん多岐にわたるわけですが、現業部門といえますか、

この市の職員が直接携わらないで外部に委託しているところも今までありましたが、市民が直接窓口を訪れて、そして相談をしたり、さまざまな申請をするというこの窓口業務については外部委託は原則なかったかと思いますが、聞いてみますと1件その例があると。まずそれについてどういう状態になっているのか、実情どうなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 私のほうからは、窓口の委託というところで1件ございますので、それに若干、経緯とか現状も含めて回答をさせていただきたいと思います。

場所につきましては、大和振興事務所の窓口業務につきまして外部委託を行っております。委託先は、地域の活性化と発展に寄与することを目的に設置されましたNPO法人コミシス郡上で委託しており、同法人の正職員2名が常駐して業務に従事しております。

この委託する経緯でございますけど、郡上市提案型協働事業実施要綱というのがございまして、それに基づきまして市と協働事業提案団体とが協働して公共的事業に取り組もうとするものでございまして、今回につきましては市が提案する課題につきまして団体が具体的な事業の実施方法を提案し、それに基づいてNPOのコミシス郡上に今回の窓口を委託した、こういったところのものでございます。

大和町での窓口業務の委託につきましては、合併以降の行財政改革による職員数の見直しや振興事務所の見直し、そういったところにおきまして振興事務所に活気がなくなるということを危惧した市民団体から提案がありまして、その提案に基づきまして顔の見える窓口業務を市と協働して行いたいというところをNPO法人のほうから提案がございまして、それに協働する形でこういった経緯になったものでございます。

この業務でございますけど、本年度で9年目となります。平成21年度の1年間の試行期間を経まして、平成22年度から24年度までを1期、現在は28年から30年ということで3期目に当たっておるものでございます。

このNPOの業務でございますけど、内容としましては主として住民票や各種証明書の発行等の窓口業務に関しまして大和振興事務所の職員と協働して従事しておるというものでございます。この窓口業務の民間委託につきましては、内閣府が地方自治体に対して民間業者に委託することが可能な業務の範囲を示しておりますので、そのガイドラインに沿った業務の内容ということになっております。

コミシス郡上につきましては、この業務に関して市民アンケートを行っておりまして、市民からは「市役所に親しみを感じる」「庁舎内が明るく和やかな雰囲気であらう」と、こういったおおむね好意的な意見が寄せられており、こういった業務について肯定的に捉えられているのでは

ないかというふうに考えておるところでございます。

したがいまして、この大和の振興事務所の窓口業務の取り組みにつきましても、単純なコストカットを目的とするものではなくて、あくまでも市民の発案に基づき、協働で窓口業務を運営しようとするものであります。この取り組みにつきましても、地域の盛り上がりについてを期待しておりましたところでございますけど、このところにつきましても他庁舎ですね、そういうところにその機運の醸成が波及していないというのが現状で、大和地域だけでの取り組みとなっておりますので、こういった現状をよろしくお願ひしたいと思います。

(4 番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4 番(野田勝彦君) 大和庁舎においてこういう NPO 法人の例が 1 件あると。それ 9 年目であって、その後ふえているわけではないと。結論的に私が申し上げれば、ぜひともふやさないでいただきたいということなんですが、それはどういうことかといいますと、いわゆる国のほうで地方自治法や、あるいは地方独立行政法人という法のもとに、国はこの外部委託を進めたがっている節があるわけですね。この理由はいろいろあるんでしょうけれども、公共サービスの産業化とか、サービスの効率化とか、どんな理由でもいろいろつけれるんですが、そういう理由で大いに進めている方向があります。しかし、これには、以下申し上げる問題点が私は 4 つ指摘できると思いますが。

まず第 1 ですが、窓口を地方自治の業務から切り離して、窓口だけで行うことは、言ってみれば窓口業務というのは、私は市民の人権保障の玄関口やと思っております。いろんな悩みやいろんな相談にいらっしゃるんですから、それについてのやっぱりプロフェッショナルである市の職員がきちっと私は対応すべきであると。これは委託された方が素人やとは言いませんけれども、そういう経験を経たわけではありませんで、やっぱり窓口は大変大事な業務であるということをまず強調したいわけです。そんな意味で、玄関口はぜひとも人権保障の最初のスタートとして市が責任持ってもらいたい。

2 つ目、民間業者では、いわゆる公務員として知り得た秘密、その他もろもろ個人情報等の責任が本当に守られるのかという、そういう縛りの問題。

第 3 点目ですが、先ほど公室長おっしゃいましたけれども、単に経費節減だけではないと。市民との協働という大きな目標があるとおっしゃったんですが、でも国の進めているこの独立法人化の方向は地方財政の節約でございます。いかに安上がりにするかと。しかし、考えてみますと、これは資金の出資は市が行うんですから。そして、新たな別な独立法人に出資するわけですから、それを減らすということは新たなワーキングプアをつくること。公設ワーキングプア。ちょっと言葉は不穏かもしれませんが、そういうことになりかねない。

第 4 に、いわゆる派遣法の偽装請負のケースに該当しやすいということです。これは派遣に相当

しますので、経験豊かな市の職員に相談をすれば、当然、市の職員はこれにアドバイスをします。そうすると、指示ということにもなりかねないので、これは偽装請負の非常に大きな問題として取り上げる。現に東京都の板橋区、足立区では、もうこれは取りやめた。既に実施したんだけど、こういう経緯もあるわけです。

いろんな問題点から、これにはぜひとも慎重であっていただきたい。

先ほど申し上げたように、行政の窓口は人権保障の窓口である。そういう意味で、今後とも行政窓口は行政のプロとして、自治体職員の全うな業務として遂行されることを私は切に願います。

質問項目第3点目でございます。就学援助制度の充実ということでお願いをしたいわけですが。

子どもの貧困化が本当に深刻な事態になっていると。郡上市では、さほどではないという答弁も前ありましたけれども、やっぱり生活が大変な家庭もおありです。こうした中で、就学援助が非常に重要な役割を背負っております。簡潔で結構ですので、過去3年間ほどの就学援助金支給の経緯について、実績についてまず教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 簡潔にということでしたので、準要保護の給付数について回答をさせていただきます。

準要保護数は、小中合わせて平成26年度は認定者数133名、全体の3.8%。平成27年度は119名で、全体の3.5%に当たります。平成28年度は117名で、全体の3.5%。平成29年度8月現在でございますが、現在、113名ということで、全体でいくと3.5となっております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 大体比率ですと3.数%を維持しているというか、推移をしているわけですが、この数字が高いのか低いのかいろいろ見方があると思います。

ことしですね。ことしの3月31日付の文科省の通知文書がございます。1707号というこの文書でございますが、その中には、非常に詳細にわたって就学援助の改定やその支給の見直しを要請しております。

ちょっと要点だけかいつまんで申し上げますと、まず就学援助金の予算単価の見直しが行われたと。この予算単価の中の見直しは、新入学児童生徒の学用品費についてであります。ほかは変わっておりませんので。これだけが国は倍額にしております。こうした金額を倍額にするっていうことは、よほどの決意といいますか、大きな変更ではないかと思うわけですが、2万数千から4万数千円になるはずですね。

それから2つ目に、これが重要であります、ちょっと内容を申し上げます、援助が必要な保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう。この適切な時期というのは、具体的には文科省言っておりませんが、前年度支給ですね。4月入学に対して、3月までの実施を想定しております。それが証拠には、従来は児童生徒という対象でしたので、入学前の小学校。小学校ですね。小学校入学前はまだ児童でありませんから支給できないと。理論的にはそうなるわけです。ところが、今回はその入学前も想定の中に入れて支給してもいいよというふうに書いてあります。これは、だから暗に前年度支給を容認するといえますか、進めているととれます。

私も今まで前年度支給についてはたびたびお話といえますか、お願いをしてきたところでありますが、従来の7月でしたか、7月から5月までにさかのぼって支給はされましたが、さて、来年はどうか3月支給にできるようにというお願いを強調したいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 今御紹介ありました通知については承知をしております。援助を必要とする時期については、速やかな支給をとということを受けまして、例年7月末に支給しておりましたが、今年度は5月2日に14名の児童生徒の保護者に支給をいたしました。

議員の御質問では3月末に支給できないかというお尋ねですが、その支給までの流れについては1月中旬に現在の申請書を出していただきますが、その申請に必要なデータ等をそろえていただいて、2月中にそれらをまとめ、3月末の教育委員会の定例会で審査をいたします。そういう流れでいきますと、これを早めるためには1カ月早く進めていく必要が出てくると。

その場合のデメリットとしましては、収入等のデータについて前々年度の所得等を仮に計算した場合に、実際に新年度に計算したときに、その該当に当てはまらないというような場合が起こり得ること。それから、3月に支給した生徒が4月に転校をして郡上市以外のところへ行った場合については、返金をお願いをしなければならないということがありますが、いずれにしても今回の改定の趣旨については少しでも子どもたちに早く援助をとということでございますので、他市との状況を調査研究して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ぜひとも前向きに御検討をお願いしたいと思います。今のおっしゃられた収入の算定とか、あるいは転出の場合のことについては何とか対応の方法を考えていただいて、やってやれないことはない。現にやっている自治体が全国で60ぐらいですかね、あるはずですから、一遍御検討をいただきたい。

それから、あわせてもう1点お願いをしたいわけですが、この就学援助については周知をどういうふうにするのか、申請をどういうふうにさせていただくのかということで随分やっぱり支給率が違ってくるのではないかと、そういうふうに言われております。といいますのは、親御さんの中にはやっぱりこれを受けることについては抵抗感が若干なきにしもあらず、そういう場合もありですので、ある市ではこうやってやっております。入学予定の保護者の方に全員に案内の文書を渡すだけではなくに、全員に出してもらうんです。必要であるか必要でないかは市のほうで検討する。ともかく全員出してもらう。これは非常にいい方法で私はないかと思っております。

ただ、こんなの書かなあかんのという親御さんの手間をかけなきゃならんということもあるかもしれませんが、私は簡潔でもいいと思うので、ぜひとも全員の方にこれを配布して、全員に出していただく、そういう方法をお願いをしたいと思います。それは川崎市ですね。川崎市では全戸回収をしているそうです。

この就学援助金の特に入学金については、小学校に初めて入学される第1子を持つ保護者の方には、また十分な格別な周知もお願いをぜひともしたいと思います。

以上、ちょっと端折りましたけれども、3点にわたって質問あるいはお願いでございました。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時54分)

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして今回2点について質問をいたします。

今回の質問は、市長が本年度施政方針の中で述べられました観光振興は、地域づくりそのものであるとの総合政策的な視点のもと、「観光立市郡上」を推進したいという考えをもとに関連質問でありますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに1点目、白山開山1300年祭についてお伺いをいたします。

市は、白山開山1300年祭の事業テーマとして「つなげよう 悠久の歴史に息づく白山文化」、自

然との共生として「人と自然の調和」、また「交流文化を継承し、それを次世代につなげていく」というテーマで行われています。

その中で、メインの行事であった7月29日土曜日でありますけれども、長滝白山神社・長瀧寺境内において姫神白山夢幻奏コンサート、また大祭、そして護摩焚き祈願法要等が開催されました。開催については、市内の若者を中心に組織する実行委員会、その他関係者により、すばらしいイベントとなりました。特に夢幻奏コンサートにおいては、私は事業テーマである悠久の歴史・文化を再認識させていただきました。これは泰澄大師による白山開山歴史がごとく、現在まで人々にどれだけ多くの影響を与えたのか、はかり知れないものがあると感じ、感謝した次第でございます。

今回行われました白山開山1300年祭、郡上市のメインの行事として位置づけられて行われましたが、市としての成果や評価について1点目お伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。長龍寺

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 御質問にありました白山開山1300年祭の姫神白山夢幻奏コンサートの評価ということでございますけど、議員が言われましたように、多くの皆さんが長滝を訪れていただきました。特にこの夢幻奏コンサートにおきましては、長滝白山神社・長瀧寺境内で開催されて、響き渡る音楽と幻想的な演出、さらには二大延年である長滝の延年と毛越寺の延年などが上演されて、市内外から約2,000人の来場者が訪れて満足いただいたのではないかと感じています。

また、この自然と人々が調和したこの地域の人々の暮らしの中で脈々と受け継がれてきた白山の1300年にわたる歴史・文化の奥深さを市内外の多くの人々に伝えることができたのではないかとこのように考えております。

今回のコンサートにおきましては、郡上青年会議所及び郡上市商工会白鳥支部青年部を中心に実行委員会を組織し、企画運営に当たっていただきました。多くの観客を魅了しましたこのコンサートの原動力となっていただきました。その業務につきましては、当日の運営はもとより、出演者の調整、広報活動、チケットの販売促進、会場及び駐車場、設営管理など多岐にわたり相当な御苦勞があったものというふうに考えております。この実行委員の皆様御尽力に、心より感謝をしたいというふうに考えております。さらに、地元の長滝地区の皆様初め、多くの協賛企業の皆さんにつきましても、ボランティアスタッフとして参加、協力していただいたと思っていますので、本当に感謝したいと思います。

今回の1300年祭の基本理念であります「白山文化の継承」「交流」、こういったことにつきまして推進ができたのではないかとこのように考えております。

またさらには、若者を中心とした実行委員会のメンバーが協力し、みずから手でイベントを企

画し運営することでこの大成功に導いたというこの経験につきましては、今後の仕事あるいは地域のまちづくり活動等への自信になるのではないかというふうに確信しており、これも大きな成果を上げたというふうに考えております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。姫神のコンサートにつきましては、太鼓とか尺八のコラボによって、まさに日本古来の奏楽であったと思っております。そうした中で、やはり2,000人もの人に来ていただき、感謝していただいたことは本当に大きな感動を受けたと思っております。

あと1点は、少年少女合唱団、これは八幡、白鳥の子どもたちにすばらしい歌声を披露していただきました。これについても感銘を受けたところでございます。

今、市長公室長から述べられました市内の若者を中心にこういったコンサートをやられたということでもありますので、今後こういった1300年を冠とした事業等を考えてやっていただければありがたいなと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

さて、泰澄大師については、皆さんも御存じのとおり、養老元年、西暦717年に白山を開山して、全国各地を行脚して白山信仰を広めたということでもあります。それにより、全国には約2,700社の白山神社があり、そのうち約500社が岐阜県にあるということでもあります。

当日は、これにちなんだ大祭も行われ、明治時代の神仏分離令以前の信仰の形、つまり神仏集合の形で大祭が行われました。こうしたことを踏まえ、神社仏閣には多くの宝物が長きにわたりあがめられてきました。こうした宝物を保存伝承していくのが我々の使命と思っております。

特に宝物の風化が一番危惧するところでもあります。また、ハード的な事業としては道路整備とか駐車場整備、またバリアフリー化等々がありますが、市長にお聞きをいたしますが、このことについて御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まず最初にお触れになりましたが、7月29日の姫神のコンサート、私も当日、大変天候を心配をいたしまして、開演してから時々空を眺めておりましたがけれども、本当に幸いなことに大きな支障もなく、雨が降ってくることもなく、公演が行われたこと、本当にうれしく思っておりますし、また若い人たちが特に青年会議所あるいは商工会の青年部の皆さん初め、若い人たちがこの大きなイベントの企画運営に当たっていただいた。そして、かつてこうしたコンサートをやった年代層の

人たちがそれを支援をする、あるいは企業の皆さん方も支援をしてくださると、あるいは地域の長滝を初め、地域の皆さんも一丸となってこのイベントに取り組んでいただいた。このことは大きな経験になり、これからの財産になるというふうに思っている次第でございます。今回の1300年祭というものが一つの契機になって、そうしたこれからの未来にわたって、将来にわたって地域の力になっていければというふうに思っております。

そしてまた、今御指摘がありましたように、この郡上市の北部におきましては特に白山信仰、白山文化ということにかかわるいろんな文化財がございます。文化財の中にも有形の文化財とそれからまさに延年であるとか、あるいは六日祭（花奪い祭り）といったようなもの、あるいは石徹白の中居神社に伝わるいろんな行事、そうした無形のものもございますので、こうしたもの有形、無形、双方にわたってこれからの後世に伝えていく必要があるというふうに思っている次第でございます。

今のお話のございました、特に有形の文化財、いろんなものが伝わっておりまして、郡上市のいろんな指定された文化財の相当数がこの白山神社あるいは白山信仰、文化にまつわるものであるわけでございます、これまでも市のほうでは、例えば長滝白山神社の仮衣であるとか、あるいはまた石徹白の大師堂に伝わる銅造虚空蔵菩薩の蓮弁が新しく発見をされましたといえますか出てまいりましたので、そうしたものを元のあったところにそれを修理して納めるといえますか、つけるといったようなことであるとか、あるいはまたいろいろな行事に使われたであろう古楽面といえますか、古い能や狂言あるいはいろんな舞踊に使われたらうと思えますけれども、そうしたお面の修復。さらに、今一番大きな修復事業といたしましては、非常に貴重な宋版一切経でございますね。これの修復に当たっているところであります。

いずれにいたしましても、こうした貴重な文化財につきましては国や県の支援も受けながら、今後も順次手をつけていきたいというふうに思っている次第でございます。

そしてまた、個々の文化財のそうした修復等にかかわりまして、それを常時入れておくといえますか、そうした収容、収蔵をしておく環境の整備も必要でございます、今御承知のように瀧宝殿という施設がございますが、これはかつて白鳥町等においても大きな財政負担をして整備をされたものでありますけれども、一応主要な三社寺と申しますか、宗教法人の現在は所有ということになっておりまして、これからどういう形で市がかかわりながらそうした収蔵環境の整備もしていくかということが大きな課題でございます。今、地元のほうでもいろいろ御検討をいただいております、その検討が大分進んでいるというやに聞いておりますけれども、ぜひとも関係者の皆様のいろんな合意形成を図る中で、こうした個々の文化財、文物の修理、保存ということと、それを収蔵する施設の整備ということもこれから注力をしていきたいと、力を注いでいきたいというふうに思っております。

また、こうした文化財とかいろんなものは、その奥深く収蔵しておくということだけではなくて、

折に触れていろんな形で皆様に見ていただくことによって白山の信仰であるとか、白山文化であるとか、そういったことをやはり皆さんに理解をしていただくということが大切でございますので、現在の白山文化博物館の中でもう既にことし1300年の記念といたしまして、石徹白の御師のお家に伝わるような、いろんなこれまで秘蔵とされていたようないろんなものもこれまで展示をしてまいりましたけれども、今回、今また新たに、ちょうど今岐阜では信長の岐阜命名450年というような武将ブームの時代でもありますけれども、この白山の長滝の白山神社の道雅というお坊さんといいますが、そういう方がいらっしゃいましたが、こういった方が信長とか、当時の武将たちとのいろんな交流、行き来といいますが、そういったものがあるということで、貴重なものも残されておりますので、そういった白山のこの道雅というような僧と、それから戦国武将が信仰した白山大権現ということで、そういう信長や家康、そうした方々とのまつわるいろんな文物も今展示をして、市民の皆さん、そして市民以外の皆様にも広く見ていただくと、そういうことによってこの地域の一つの認識を深めていただくということをやろうとしておるところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘いただいたようないろんな問題ございますけれども、よく地元の皆様方、関係者の皆様方とも御相談をしながら、そのようなことを進めてまいりたいといふふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。市また県、国の重文等々が市内にはたくさんあるということでありますので、そういったところを生かしながら、この1300年にかけて、次の世代へ送っていく、それが我々の使命だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいま市長が申し上げました宋版一切経につきましても、去年から修復に出しておるということでありまして、来年の秋には戻ってくるということでありまして、やはり保存状況等々をしっかりとやっていただいて、こういったことがないような形にしていいただければと思っております。

それから、私は個人的に、郡上市には国宝が一つもないということでありまして、何とか郡上市から国宝が出ればよいと思っております。個人の思いとしては、今お話に出ておりました銅造虚空蔵菩薩坐像ではないかなというようなことを私自身は思っております。この仏像につきましては、国のほうの重文に指定されたのが昭和46年と聞いております。等身は県下随一の傑作であるということで、天蓋、光背がともにそろった仏像であるということでありまして、鎌倉時代の初期の代表的な仏像だと言われております。

こういったことで、昨年でしたか、今市長が述べられました蓮弁が出てきたというようなことで、何とか文化庁等々と連携をとりながら、いい形で郡上市には国宝ここにありというようなことに御尽力をしていただければと思っております。

この虚空蔵菩薩につきましては、滋賀県の佐川美術館に展示されたことがあります。そしてまた、奈良の国立博物館でありますけれども、ここの修理所へ出されたときに博物館でも少し展示をされたということでもあります。やはりいろんな美術館、博物館へ出すことによって箔がつくと申しますか、そういったことでいろいろ認められていくのではないかなというようなことを思っておりますので、そういったことも文化庁ともいろいろ話し合いをしながら、いい形で持っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり行政として神仏へのかかわりは十分理解しておるつもりでありますけれども、行政は行政としての範囲内のうちで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、2点目の質問に入ります。

この件も「観光立市郡上」につながる質問で、観光資源の発掘と活用についてお聞きをいたします。

最近、郡上市において2つのことが選定されました。その1点目として、郡上八幡城であります。新聞によりますと、世界最大の旅行サイト「トリップアドバイザー」の日本法人によって日本の城ランキングで13位となったことでもあります。ちなみに、2015年は20位だったということでもあります。今回の偉業は大変光栄なことであると思ひます。また、ことしの春には日本城郭協会の「続日本100名城」に選定をされました。

もう1点は、マンホールカードであります。これは環境水道部の発想であり、職員の皆さんには情報の確保と的確な努力によって選定をされました。そもそもマンホールカードにおいては、日本中でひそかなブームとなっており、収集家にとってはプレミアムがつくほど貴重なカードであります。私の思いとしましては、水道環境部といえば上下水道初め、ごみ等々の直接観光に結びつくとは思ひませんでしたけれども、下水道の悪いイメージを払拭するためにできたと聞いております。このマンホールカードを求めて、全国から多くの観光客が郡上の地へ訪れることは間違ひないと思ひております。

郡上八幡城、またマンホールカード、これまでの経緯と今後の活用について担当部長にお伺ひをいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私からは、郡上八幡城についてお答えを申し上げます。

今ほど議員さんから御紹介ありましたように、郡上八幡のランキング13位、これは国際的な旅行の口コミサイト「トリップアドバイザー」の日本の城ランキング2017というところで13位ということでございます。上位には、ちなみに1位は姫路城でございます。そして2位が松本城。3位が愛

媛県の松山城ということで、本当に上位には国宝級の名城ですとか、あるいは名立たる城が入っておりまして、その中の13位ということで大変我々も喜んでおりますし、意を新たにしたいというところでございます。

八幡城の入館者は、平成26年度までは11万人前後でございました。平成27年度は14万人、そして28年度は16万人というふうに年々増加をしております。これは、産業振興公社が平成27年に作成しましたポスター「積翠城の夜明け」でございます。これを契機にしまして天空の城として知名度が上がったことや、毎年実施しております新緑まつりあるいはもみじまつりでのPR、そして平成28年度から始めました御朱印、こういった販売、こういったものも相乗的に効果をいたしたというふうに思っております。

今後のことでございますけれども、今後も城の指定管理者であります郡上八幡産業振興公社とともにPR活動を行ってまいります。今週末も土日かけまして東京で開催されるイベントでPRスタッフが甲冑を着て城のPRを行うほか、もみじまつりの期間中には遠藤慶隆あるいは千代といった郡上の歴史上の人物を登場させました寸劇を上演しまして城の歴史等を紹介するという、そういう計画でもございます。

また、今年度から案内侍といいまして男性3人、そして女性2人をお願いしておりまして、来館者にお城の歴史、そういった文化等の説明を行っている、そんなこともしておりますので、継続等もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） マンホールカードの経緯と取り組みにつきまして説明申し上げます。

マンホールカードは、ご当地マンホール蓋の情報を載せましたコレクションカードでございます。下水道協会の広報部門が企画監修いたしまして自治体と共同で開発いたしました下水道広報のパンフレットでございます。

これがそのものでございます。

全国統一の様式で、表にマンホール蓋の写真、それから裏にデザインの由来などが印刷されております。配布場所を訪れました方に1人につき1枚のみ無料で手渡されるカードはコレクターアイテムとして大変な人気となっております、平成28年4月の第一弾からきょうまででございすけれども、222種類、191の自治体ということで約90万枚が発行されております。

マンホールカードを製作いたしますにはマンホールのデザイン製はもちろんでございますが、全国的な地域のバランスですとか、それからカード化にかける熱意、それから取り組みなどにつきまして協会の選考をクリアしなければなりません。もともとは下水道のイメージアップのために開発されたカードでございすけれども、現地でしか入手できないという特殊性のために、実際に足を

運び、観光と兼ねましてカードを集める方も非常に多く、観光誘客への相乗効果が大きく期待されることから、全国の自治体からマンホールカード化への応募が今殺到しております。回を追うごとに激戦となっているのが実情でございます。

このような中、郡上市ではことし4月に市内7地域8種類のデザインでございます。

これが今、8種類の郡上市内のデザインでございます。

これを全て応募いたしましたところ、八幡地域で使用しているマンホールが採用されまして、マンホールカードといたしまして8月1日から配布開始となりました。県内では池田町と瑞穂市に続きまして、郡上市と中津川市が加わったことになります。

マンホールカードの取り扱いにつきましては、協会により全国的なルールが定められておりまして、配布場所は1カ所のみと限られております。一般的には市役所や下水道事業所で配布される例が多いようでございますけれども、郡上市では観光誘客への効果を期待いたしまして、観光課や郡上八幡産業振興公社と協議を重ねまして、昨年度改築いたしました長良川鉄道郡上八幡駅の総合案内所といたしました。

また、これを記念いたしましてカラーマンホールを復刻いたしました。カードを入手されました方は、カードに記載されました位置情報をもとに実物のカラーマンホールを探し出されまして、記念撮影をされるという方が非常に多いことから、このマンホールカードを旧庁舎記念館の裏側にございますいがわこみちの1カ所だけに設置することでレア感を生み出し、まめバスの利用ですとか、それから市街地の散策への誘客を期待しているところでございます。

発行枚数でございますが、8月1カ月間で572枚となりました。同じくことし4月にカードを発行いたしました静岡市では1カ月間で約530枚と公表されておりますので、人口規模から比較いたしますと非常に大きな成果があったと感じております。

また、受け取りに来られました方の約8割が市外、外からでございますけど、コレクターの方でマンホールカードの誘客力を改めて感じておるところでございます。

ネットで検索いたしますと、カードを受け取られました方がいがわこみちのカラーマンホールを訪れまして、それから八幡城へ行かれたりする様子をブログですとかフェイスブックなどにアップされております。こちらが意図したように、コレクターの方々にカードの収集だけではなくて市街地などの散策をしていただけたようで、環境水道部といたしまして「観光立市郡上」に幾らかの貢献ができたんじゃないかというふうに感じております。

また、市内の幼稚園でございますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に市街地散策するイベントの中でカラーマンホールを訪れるというような企画も上がっておりまして、下水道事業へ関心を持っていただく契機となっているようでございますので非常にうれしく思っております。

郡上市には、あと7種類のデザインマンホールがございます。マンホールカード人気が加熱する

中、新たに採用していただきますのは非常に厳しい状況かとは思いますが、新たな観光資源の発掘といたしまして郡上市第二弾発行にチャレンジしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。郡上八幡城については、やはり郡上市の顔であります。そういった中で、13位にランキングされたということは大変ありがたいことであり、また今後上を目指して頑張りたいと思います。

その中で、熊本のほうへ寄附をするというようなことで、例の御朱印を出されたと。このまた御朱印も「御朱印女子」といって女性の方が全国津々浦々回りながら集めておるということでありますので、こちらのほうも力を入れていただきたいと思います。

また、マンホールカードにつきましては、本当にすばらしい偉業であったと私は思っております。私も行ってきて持っておりますけれども、やはりこういったことをほかの部でもいろいろ考えていただき、郡上市としてたくさんのこういったPRをできる部分ができればいいなと思っておりますので、それぞれの部長さん、よろしくお願いをいたします。

こういった認定、選定されたといえ、国、県、市の重文を初めとして、最近では平成27年12月15日ですけれども、FAOで「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことは本当にうれしいことであります。また、市の資料によりますと、日本の100選に選定された場所が市内には20カ所弱あるということでもあります。また、市においても景観百景を初め、いろいろと認定をいたしております。こういったところを生かしてこそ、観光立市の確立、市の発展につながっていくと思っております。こういったことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

今、お話がございましたように、最近、八幡城が「続日本100名城」というものに選ばれたというようなこと、本当にうれしいことでございました。今お話がございましたように、郡上市には、いわゆる「〇〇百選」と言われるようなものがこれまでも幾つかそういうものに選ばれたということでありまして、例えば中を御紹介しますと、八幡町の宗祇水であるとか、これは日本の名水百選というようなことで選ばれて、代表的なものかとも思いますが、また、阿弥陀ヶ滝の日本の滝百選であるとかいうようなものもございます。あるいは、いわゆる棚田百選の中に正ヶ洞の棚田というようなものも選ばれておりますし、近くはまた新日本歩く道紀行100選というようなものの中に白山の登拝路として長滝から阿弥陀ヶ滝というような地域の道もそういうふうに使われているということでもあります。

中に珍しいといいますか、ちょっと変わったものとしては、残したい日本の音風景100選ということで吉田川の川遊び、飛び込みの音というのが一つの音風景という形で選ばれているというようなものもございます。

いずれにしろ、全部は挙げませんが、そうですね、中にはそれから農山漁村における民宿のおかあさん100選というようなことで白鳥町のリトルパインの小松さんが日本の民宿の女将さん100選というようなものにも——女将さんというか、おかあさんというんですが、選ばれております。

こういうやはり郡上市にはすばらしいものがたくさんあるということの証左であろうかと思いますが。

問題は、一つは、これをやはりそのときは話題になるんですけれども、郡上市の私たち自身が常にそれを認識をして誇りに思い、かつ情報発信をしたりということをやなかなかしないので、やはりこの機会にこうしたすばらしいものがあるんだということを私たち自身が認識をするということが大事かと思しますので、いろいろ折に触れて私たちもこうしたものが、すばらしいものがあるんだということを市内外にわたって情報発信をしていきたいというふうに思いますし、またそうしたすばらしいものがあるということを、単にそれがあるということだけでなく、やはりたくさんの人に来ていただくとか、あるいはそうしたところを使っているような参加型のイベントといいますか、そういうようなものをするというようなことも非常に大切なのではないかなというふうに思いますので、観光立市の一つの貴重な資源として生かしていきたいと。大いに研究し、生かしてまいりたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいま市長さんが今言われた中に、3つ言われた中で、1つの自治会の中に3つがあるということでもあります。それは前谷地区の日本の滝100選、阿弥陀ヶ滝、そして日本の棚田、正ヶ洞棚田、そして新日本歩く道紀行100選ということで、3つが1つの地区にあるということでもありますので、こういったことも珍しいことではないかなというようなことを思っております。こういったことを思いながら、県とも協議しながら、いい形で観光立市に結びつけていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回、私が一般質問させていただきました観光立市郡上市のために、この私の質問が少しでもお役に立てればいいなと思いつつ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。御苦労さまでした。

(午前 11 時 42 分)

○議長（渡辺友三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

◇ 山 川 直 保 君

○議長（渡辺友三君） 5 番 山川直保君の質問を許可いたします。

5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） お時間をいただきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。今回の一般質問は、大項目 3 点にわたってでございます。よろしくお願いしたいと思います。まず、大項目 1 つ目といたしまして、小中学校のホームページの充実について伺ってまいりたいと思います。

率直に申し上げまして、私もインターネットを通じまして県内、また県外の有名なところ、またそうでもかかわらないところの小中学校のホームページをよく目にいたします。その中ですばらしいできといえますか、私が評価できる人間でもございませんが、見ていて、これ楽しいな、やはりこれ、地域の方々や保護者の方々にも学校の様子がよく見れるな。写真を多くふんだんに使って、箇条書きで簡単にまとめてあるのを見させていただきますと、これやはり郡上のホームページもしっかりと充実させねばならないということを前々から感じておりました。

郡上市のホームページは、様式がそろっているのもそろっていないものもございますけれども、7 月にはその担当教諭での打ち合わせ会等も行っておりますが、それがなかなか進んでいないというものが現実ではなかろうかということを思っております。

それで 1 つ目の質問に移ります。

いつ何どきでも保護者の方々や、また地域の方々が学校の情報を得ることができる手段は、携帯の電話のこの端末であります。よって、緊急情報はもちろんのこと、学校のリアリティな情報を発信できるように基盤整備を行って、充実を図りたいということを願っております。その御所見について伺いたいと思います。

このことにつきましては、学校行事、特に警報発令時、そして給食があつたりなかったりといったようなこと、また集団下校が必要なとき、このことはもちろんでございますけれども、この 18 日に 16 から参りました台風ですね。特に 18 号の台風、日本列島をずっと縦断してきたわけですがけれども、ちょうど季節は秋でございまして学校行事、特に運動会等が各学校で催される予定でございました。

このことで、広報無線は特に私の地域では流れませんでしたので、あるかないかの情報は、これ

はPTAはしっかりと携帯電話のメールにてそういう発送がされますが、特に来賓といいましても
いろんなお年寄りや一緒に住んでない家族の方々に伝わっていなかったということが現状でございます。

まず、広報無線につきましては、2日前にはそういった申し入れをしておいて、その当日、催し
があるかないかということをしつかりと連絡することがまず必要で、なかなかその手続にもちよつ
と難しい部分があるということでございます。

私は、午前7時になりましたので、ある小学校が開催か延期かということ振興事務所、高鷲へ
かけましたら、もちろん今は白鳥振興事務所へ電話がつながりました。担当の方に聞きましたら、
「連絡がないのであると思います」と、「思います」というまず答えでした。「思います」じゃな
くて、「開催されます」という私は答えが欲しいんだということを申しましたけれども、そのとき
にはほかの議員の方々もほかの地区で開催されるということを知って行ったら、1時間早う来てしま
って、実は10時からだったとって1時間待たされた議員の方も見えたみたいなんですけれども。
その後、私は郡上市のアプリ、良良ちゃんマークを携帯電話で押しまして、そしてそこで郡上市か
らのお知らせをまず押す。その次出てくるところの4つの欄に学校情報というところがあるので、
そこを押しました。押したら「現在、情報はございません」。ということは、郡上市中の学校の催
し物についてのあるなしというものが学校情報の欄に載っていませんでした。これは残念だな。こ
の非常に通信の媒体としてはすばらしい郡上市アプリだが、これは活用されていないということは
非常に残念だということを思いました。

それと、やはり今後改善されたいのは、この各学校のホームページですね。例えば岐阜市を見て
みますと、平成19年度に文科省のプログラミング事業でホームページをしっかりと一つの様式をつ
くられております。岐阜市の場合は教育研究センターなどもございますから、より大きな市であつ
て、そういうことに力を入れられるのかもしれませんが、やはり郡上市もそのホームページ
を充実して、しかしながら、そこに専門員、ホームページつくる専門員をつけるというのは予算上
の措置もなかなか難しいと思います。これやっているところはそうないと思います。これがやはり
教務主任とか、学年の主任の方々には非常にマンパワーが必要なことなんです。このことをアップす
るには。毎日毎日じゃなくてもいいですけども、写真1枚でもいいですが、箇条書きでそれを載
せられることが地域に開かれた学校であるということを私思うわけですから。そのことにつ
きまして、こういった基盤の整備、充実につきまして教育長に何うものでございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、山川直保君の質問の答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、学校のホームページと、それから緊急連絡の2点についてお答
えをさせていただきます。

学校のホームページについては、議員の言われるように、保護者や地域の方々に対して学校の情報を発信するのに大変有効なツールと捉えております。現在、郡上市の小中学校でも学校ホームページを開設しております。ホームページに掲載されている内容については、学校の教育目標や経営方針、学校の沿革、またはいじめ防止基本計画、また学校のニュースなどが載せられております。ただ、その中に情報漏えいや写真の悪用等が心配されることから、学校では個人が特定できる写真や、その子どもの顔が鮮明にわかる写真等を控えていること、そういう配慮をしていることを御理解いただけるとありがたいなと思っております。

それから、ホームページ作成に当たりましては、担当者が非常に多くの時間を費やしております。できるだけ簡単な手続で良質なホームページの運営管理ができるように、この夏休みにホームページ作成管理研修を実施して、ホームページの作成、更新の仕方についての研修も行いました。また、郡上市のホームページのトップページから市内の小中学校のホームページ一覧にアクセスできるように整備し、各校のホームページの様式についてもできる限り統一をしております。

このように、現在のホームページと併用して地域に回覧をしております学校日より、さらにＩＮＧ、それから郡上トピックス、各社新聞社等の取材をお願いすることでホームページと併用して各学校の取り組みを保護者や地域の方にわかりやすく発信していきたいと考えております。

２点目の緊急時の情報発信についてでございますが、現在、どの学校でも学校から保護者の携帯電話に即座にメールが配信できるシステムを活用しております。警報の連絡や、それから不審者、熊等の情報、それから行事の中止や下校の情報などは、そのメールシステムを用いて学校から保護者に連絡をしております。また、このメールシステムを活用して修学旅行とか宿泊研修などの様子や大会の結果などの情報発信も行っている学校もあります。

お尋ねのこれを広く地域の方にもということについては、現在、広く周知する事案につきましては広報無線を活用しているところでございます。今後御指摘がありましたアプリの活用等について研究をしていきたいと思っておりますし、御指摘の体育祭等の変更についても丁寧な情報提供ができるように配慮していきたいなと思っております。

以上でございます。

(５番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○５番（山川直保君） 今どきのおじいちゃん、おばあちゃんはかなりスマホを巧みに使われる方もかなり多くなってきておられると思います。ひいおじいさん、おばあさんはわからないんですが。そういう方々は別居されておる方もたくさん見えまして、やはり今教育長から前向きの答弁いただきましたが、郡上市アプリの学校情報、このことを充実されれば私は済むんじゃないかなということをおっしゃっております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

2点目といたしまして、PTAの予算を増額されたいということを望んでおります。PTA連合会の予算というものは30万円、ずっと変わっておらないと思っております。特にPTAは、会報でそれぞれの委員会がございますが、年に2回ほどペーパーでこのものを市内に配布されております。もっともっとPTA活動が活発になって、それからPTAの運営、学校運営と保護者、地域の方々の距離を縮めるためにも、やはりこれはデジタル化をされて、そしてPTAの連合の方々には大変御苦労さんではございますが、そうした活動をする、このことが非常に大切になってくるんじゃないかなということを思っております。

どうしても来年の当初予算にこういうことをやってみられたいというようなことをPTA連合会のほうでも諮られて、そして要望も酌み入れながら、こういうことを進めていただきたいと思います。ですが、所見を伺います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 現在、PTAの活動の発信については、単位PTAの活動は学校だより等で活動を紹介しておりますし、それぞれの学校ごとで行われております。今御指摘の市PTA連合会については、年に2回ほど会報の報告をしていただいておりますが、デジタルデータによる情報発信については、今後、連合会の活動に関して運営、財政的なことを考慮した場合、市のホームページの活用が考えられると思っておりますし、各学校の情報提供については運営に当たって教頭先生を初め、各職員の方々やPTAの皆様方の負担が生じる可能性もあることから、まずはそれぞれの学校において検討をいただくことが必要かなと思っております。

2点目の補助金についてでございますが、連合PTAのほうについては、現在も30万円の補助をしておりますが、その活動について市の補助金の申請については事業計画における協議の中で内容に応じて申請額を算出しております。よって、市PTA連合については、会員の皆様の意見に耳を傾けながら、郡上市のPTA活動が活発に行われるよう引き続き支援を行っていきたいという考えはお持ちのようですが、新たな事業の実施など活動の幅を広げられることについては会員である保護者の皆様の負担増に伴う可能性もあることから、役員を含め、まずは会員の皆様の意見を確認しながら、全体で協議し、検討を進めていく必要があるかと考えております。それで、補助金の額についてもその活動内容に応じて支給をしていくものと考えております。

以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 大変建設的な意見をいただきまして、御礼申し上げます。次の項目に移ります。川産業振興と環境整備ということについてお聞きをしたいと思います。来春にオープンが迫り

ました長滝公園の（仮称）あゆパークでございますけれども、このあゆパークの周辺のシーズン中のアユの生息調査を実施されているのかということを伺いたと思いますし、そしてまた本施設のテーマでありますアユの生息を長期間温存させるための策というものをどのように具体化されているかをお聞きしたいと思います。

このことにつきましては、やはりアユが現地にいるということが不可欠な課題でございます。長良川の遡上は近年にまれもない、過去3番目の天然遡上でございまして、その恩恵に郡上は非常にあやかっております感謝いたしておりますが、ことしで780万匹ほどが上っておりますけれども。やはりこのアユがおってくれるということが一番大事だなということを思っております。

私は、郡上鮎の会の協力のもと、7月と8月、そして9月1日、水中眼鏡を持って自分で潜って水中カメラ、動画等も撮ってまいりました。あゆパークのすぐ前、かつて整備された瀬というか、緩い瀬ですね。60メートル、20メートルぐらいあります。そこを調査したところ、9月1日ではおって10匹でしたね。向かい側に処理場がありまして、そこには約25メートルの5メートルぐらいの瀬がございます。そこも何度も潜って、上から下から見て確認しても、おって7匹。このような薄い魚影の状態でアユの体験などは不可能だと私は思っております。

そこで、幾ら漁協と相談してあの周辺を禁網対策、網を禁止する、もしくはその上流を友釣り専用漁場とする、ずっと。そのようなことのもし協力が漁協と合いましてできたとしても、やはりアユの生態というものが問題なんですね。必ず時期が来れば下がる。大水が出てないんです、ことし。出てなくても、やはり下へ下がってしまうということなんです。

ですから、そこが私は適さないとは申しません。あそこはやはりアユのベース基地として情報発信、そしていろいろな体験の受け付けを行うことにはと、そして座学を行うことには一番適しとるいい場所だということを思っておりますから、場所は否定いたしません、やはり釣り場としては瀬に近いところでありまして、やはりさおを出そうと思いますと3カ所ぐらいしか出せません。非常にまた危険であるということを思っております。

私は、ことしの夏、小学校、中学校、そして中高生に対して3回指導いたしまして、大和のウインドパークで私含めて8人ぐらいの指導員が、1人が4人から5人を受け持っていました。1本のさおで。1人のさおが持っているのを教えながら、4人、5人の安全を確保しながらしとることは非常に講師としても疲れることです。ですから、私はあそこでもし長滝で行うのなら、マン・ツー・マンに近いような形でないと実際できない。ですから、そのためには人件費もかかってきますから、その運営は来年から郡上市がしていけないかん。郡上市がそれを負っていくためには非常にきつい。だから、今から対策を決めておくことが一番必要であるということを思っておるわけですが、ちょっと前置き長くなりましたが、そのことにつきまして担当部長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、お答えいたします。何点がございますので、順次答えさせていただきます。

初めのアユの生息調査でございますが、白鳥町長滝の整備中清流長良川あゆパーク周辺の長良川におきまして、どの程度のアユが生息しておるかというような生息の状況調査は郡上市といたしましては現在行っておりません。また、聞き取りによりまして長良川の漁場管理いたします郡上漁協さんのほうにもそういった生息調査を行っておるかということをお聞きしましたが、漁場パトロールを実施する中で、目視ですとか、釣り人から状況を聞きまして、アユの魚影が濃いですとか、よく釣れるとか、そういったぐらいの情報しか入手しとらんということで、正確なアユの生息調査につきましては行っていないということでございます。

あゆパーク完成後ですが、その管理運営を郡上市が行うということになっておりまして、釣り体験教室等隣接する長良川で行うことも想定しておりますので、今後、郡上漁協とも連携いたしまして、施設付近のアユの生息調査につきましては施設管理とあわせて実施する方向で検討してまいりたいと思います。

そして、続きましてあゆパーク周辺でのアユの生息区間の延長対策ということで、議員のほうからも御提案ございましたように、現在、北濃駅前の長良川の歩岐島橋から下流、あゆパークの上流にございます杉が瀬淵まで1,600メートルがアユかけ専用区間ということになっています。これをさらにあゆパークの周辺部でございます下流部の長滝橋まで約500メートルほど拡大できないか、現在、地元のほうの漁業協同組合のほうの白鳥支部の役員さんと検討していただくように調整を図っているところでございます。

正式には来年の総会のほうで確定するということになりますが、もし友釣り専用区間として延長を認められれば、今まで8月20日まででありました網の解禁が9月15日まで、約1カ月ぐらい延びるということで、アユ釣りも長期間にわたって楽しんでいただけるんじゃないかというふうなことも思っております。

アユ釣りの体験会場の件なんです、釣り体験の教室等の実施方法につきましては、昨年度からなんです、県や市によりましてあゆパーク準備会というものを設立していただきまして、その中で体験教室のやり方などを検討してまいっております。今年度は、議員御指摘のように、あゆパーク周辺が整備中のために、道の駅の清流の里しとりですとか、そしてウインドパーク付近におきまして白鳥小学校、北濃小学校、白鳥中学校、郡上北高校や高鷲小学校、中学校生を対象として体験教室を開いてまいりました。

あゆパークの中には、長良川が増水したときに利用できないことも想定いたしまして、釣り堀で

すとか、魚のつかみ取りが可能な親水水路も設けておるということになっております。

御提案ございました大和ウインドパークでの釣りの体験につきましては、対象年齢や川の状況、そして利用団体の人数等に応じましてあゆパーク周辺をメインとしながら、予備の会場として柔軟に対応できるように検討をしていきたいと思っております。

また、アユの放流の件なんですが、やっぱりたくさん放流していただければそれだけ釣れるということも考えられますので、県のほうの施設でございまして県のほうにもそういった稚魚の放流につきまして支援がしていただけないかにつきまして引き続いて要望をしていくということにしておりますので、よろしくお願いします。

(5 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 意見として申し上げておきますが、ことは起工式もありまして古田知事もお見えになって、皆さんで放流いたしました、たくさん。あそこに釣る人ももちろん集まりましたが、やはり禁網対策、そして釣り場の延長対策をしても、あその前後は見たとおり、上流下流に大きなふち、深いふちはないんですね。ですから、たまるところがないんです、あれ。もしそれがあれば残るかもしれない私は思うわけなんですけれども。ですから、そのあたり、ベース基地としてしっかりとこの八幡の町上のいい環境の川を使うとか、ウインドパークをしっかりと使って、あそのトイレも道向こうでなしに、こっちにつくり直すとか、あそこ大会も多く行われますから、ですから、そういう対策をぜひしていただきたい。

これ、本当はこのあゆパークの建設の検討委員会のときに県職員も混ぜた中でこうした意見が出てきておりながら、ことしの夏調査しておかなければ、来年オープンなんです。これは県にも非があるかもしれませんが、受け取って指定管理受けるのは郡上市なんですから、責任負うのは郡上市なんです。ですから、そのことも近々に組合側に頭を下げていきながら、私たちの産業建設委員会もいろんなことに協力しますから、何とかいい方向に持っていきたいなということを思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

ふるさと納税、ありがとうございました。郡上の長良川のアユの年の遊漁証、和良の遊漁証、石徹白の遊漁証をつけていただきまして、今、188件、まあ200件ほどのふるさと納税があったと。3万円ですね。三、二が600万ということですね。郡上市以外の遊漁者の遊漁証の取得が5,400人とおると言われておりますから、来年はぜひその5,400人の20%強を狙って、20%以下でもいいです。1,000人の方々が、郡上市以外の方々がふるさと納税をしていただければ3,000万円です。そこから約1万2,000円の郡上の要件を引いても1,800万円残るわけでございますね。

やはりこの財源というものはアユ釣りを趣味としておられる方はアユ釣りのための何か施設整備、

河川整備に使っていただく。特にトイレ、更衣室、そういったものに使っていただくんなら物すごく喜ばれる使い道だなと思います。ですから、そこにぜひともこのふるさと郡上の川環境整備を応援ということを一つどうしても設けられたいということを提案していますが、これ、イエス、ノーくらいで答えていただきたいということを思っております。まず、所見を伺います。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいまお話ございましたように、このふるさと納税の返礼品、この中にぜひ郡上のいわば体験型のいろんなアクティビティの活動のそういう品目を加えてほしいという山川議員の御提言ございました。早速、そういうことで昨年といいますか、前のシーズンのスキーのリフト券、そして今回の今年度からでございましたがこの3つの漁業協同組合の遊漁証というものをお礼に差し上げるといような形をとったわけでございます。

そういう中で、今もお話ございましたが、8月末までのおおよそ郡上市に対するふるさと納税の件数でいいますと345件ふるさと納税を、あるいはふるさと寄附をしていただいた中の188件ですから、ほぼ件数ベースでいいますと55%の方が遊漁証を欲しいとおっしゃっていただいたということでございます。これは非常にありがたいことでございますし、そのためのその遊漁証を欲しいと言われた方のふるさと寄附は、金額ベースでいいますと558万円ということですから、これまでいただいた寄附金額のおおよそ30%いただいた、こういうことでございます。

この遊漁証が欲しいと言われた方が郡上市の何に使ってほしいかと、こういう御要望を、これ全ての方に聞いているわけでありますが、その188件のうちの67件の方、おおよそ35%強ぐらいですが、この方々は郡上市に今選択をしていただく項目が、いわゆるふるさと郡上の美しい農山村景観を応援と、こういう項目でございますので、ここへ丸をつけていただいたといいますか、そういう指定をいただいたわけです。

あとは元気なふるさとづくりというようなことで、産業活性化とか、そのほかとにかく市長に任せるから元気なふるさとづくりやってくれと、こういう御指定もあるわけでございます。そういうことでありますが、ぜひ私も、これ、今、郡上市のふるさと寄附はそういう非常にある意味では抽象的な柱立てにしているわけですね。元気づくりとか、それから子どもの未来応援とか、文化の香り高いふるさとづくりとかって、これは全て非常に郡上市の今の総合計画の施策の柱ということで網羅できるような形になっているわけです。

考えようによっては、今、御提案があったように、もう少しこういう抽象的な柱立てでなくて、このものずばりというようなピンポイントで応援したいなという項目を特別仕立てをするか、あるいは一遍発想を変えて、そういうものにするかということも検討する必要あるかと思います。そ

それは例えば郡上おどりファンの方は郡上おどりを応援とか、八幡城のいろいろこれからの整備を応援とか、あるいは今のそういう長良川とか、和良川、あるいは石徹白の川、要するに川環境の整備とかっていう、もう少し確かに目的を絞ったものでやれば、よし、これならふるさと寄附したいぞという意欲をかき立てるかもしれないという思いもあります。そういうことで、この何に使ってほしいかということに対する意思を表明してもらうことについては、少し検討はさせていただきたいというふうに思います。それによってどの程度またそういうふうに寄附をよりしていただけるかという問題はあろうかと思いますが、一つの、年度途中ということをちょっと、今もう動き出しておりますので、新年度あたりのいろんな返礼品の再編成とか、そういうもの等も含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 私が申し上げましたのは、この郡上ふるさとの川環境整備を応援。抽象的でちょっと絞られたものなんですけれども。このこと書かれますと、多分、その188件の方々、200件ですか、まず大体、私、80%以上がそこへ丸つける可能性があるんじゃないかということを思っております。

郡上漁協のほうでは、郡上市の長良川世界遺産の認定に伴って里川システム検討委員会というのが漁協はやられてますね。その中で今一番の問題、課題、要望は、トイレ、更衣室の設置でございます。もうすぐ要望書が上がってくると私は思っておりますけれども、やはり長良川沿川の自治会での問題もこの河原での大便公害ですね、そのことが非常に問題にはなっております。またその着がえのことも問題になっております。

このごろはまた女性の釣り客も体験のやる方も見えます。このことはしっかりとその施設とかのこともしなければいけません、管理も。このことは、もしも来年、1,000件を目標にやったら3,000万円上がって1,800万の財源あれば、それで1つずつ、毎年毎年、トイレ、更衣室がずっとできてくる。ずっと。ですから、それに充てられたいと思うんです。それを目標に企画のほう、市長公室のほうも奮闘されたいということを思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

本市の自然環境を守る、また環境を生かした取り組みを行うためには環境課を人員的にも含めて強化する必要があると感じております。このことにつきましては、27年に長良川のアユが世界遺産に登録されまして、去年は郡上市の清流長良川保全条例というものができました。このことにより、環境水道部のほうでは非常に頭をひねっていただきまして、環境フォトコンテストなど、そして先ほどの15番議員が質問されましたマンホールぶたですね。そうしたことまでの企画をスルーされておる。15番議員の質問で感動いたしました、これは各部でやっていただきたいということですね。

すごいことを言われました。これは、やはり今、市長公室のほうにある企画の中でこれ考えよと言っても、エキスパートの者じゃないとその水道と観光立市が結びつかんのですね。ですから、これは縦割りでもいいから考えられて、総合的に関与されれば必ずいい案は出ると私は思っております。こうしたことから、やはり環境を守るための人員が少ないのではないかなということをやちょっと感じております。

そして、特にごみの問題とか川の環境整備というよりも、川ということにこだわる。郡上市は何しろこだわるのがこの郡上市の特色なんだと私は思いますから、そのことを今後、子どもたちの環境教育も含めて、今の中高生鮎釣り大会にお金を出していただくこともそうですけれども、何しろ、もっと一層この条例の推進事業に当たられたいということも思うわけでございます。その観点から、この環境課が所管しているこの条例も含めて、今後の人員、また組織強化を図る必要があると思っておりますが、部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず最初に、まず長良川を初めといたします市内の河川につきましては、毎年実施しております河川の水質調査におきまして、平成14年度以降は環境基準を全て満たしております。これは平成に入ってから進めてまいりました下水道整備の効果も非常に大きな要因と考えております。しかしながら、市内の河川等へのごみの不法投棄は少なくなったとはいえ、なくなるのが現状でございます。

先ほどの質問にもございましたが、昨年12月に制定いたしました郡上市清流長良川等保全条例の理念のもと、環境水道部では環境フォトコンテストの実施、また特定外来生物や植物の除去等に取り組んでおります。

本年度、市役所内の他の部署におきましても、清流保全のための取り組みを実施しており、全体で63の事業を実施しております。企画課では白山関連の事業でございますとか、農林水産部では水源涵養のための森の育成事業など16の事業を実施しております。教育委員会、各学校や幼稚園、保育園においては山と川の学習などの清流教育といたしまして18の事業に取り組んでいます。このほかにも建設部、商工観光部、各振興事務所においてもそれぞれ清流保全に関する事業を実施しておりまして、市民、事業者、行政が協働し、この豊かな清流を次世代の子どもたちにつないでいけるよう取り組んでおるところでございます。

御質問の組織の強化につきましては、今申し上げましたとおり、清流事業の推進を環境課のみならず、関連する企画、農林、観光、教育等の各部と密接な連携を図り、総合的に今推進しておるところでございますので、この成果を見ながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い願

いします。

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） そうですね。やはりこの企画課というものは中心には必要なんですが、逆にそれを分散させて事業を回すこともありかなとも思いますが、各部の中で、例えば教育、その中で体育のほうなら体育のほうと観光立市がどう結びつくとか、その政策を考えながらいくというような組織化ですね。組織がなくても、それ、アイデア出せると思うんです。でも、これだけ環境、環境となってきたんだから、やはり環境課だけはもうちょっと強化したほうがいいんじゃないかと私は思っております。御苦労さんなことでございます。

そこで、ちょっと再質問の中で市長にもお考えをお聞きしたいと思います。

私の知り合いでアユの研究家でございますけれども、生態系にも詳しい方がおりますが、その方の造語だろうと思いますが、川課、いわゆる三本川に何々課ですね。自治体の中に川課というものがつくれんかということをやわれました。通常、自治体には河川課というものがございますね。これはある程度幅広い意味を申します。しかし、この川課と聞くと、非常に私、やらかわいいイメージがするんですね。しかも、この里川システムを考える川課、これが郡上市の清流長良川条例、そしてこの世界遺産認定とともに、郡上市が川課を設置したと。この里川システムとその心もプラスした川課を設置したという、こうした発信というものは、これ一つの造語だと思いますけど、こういうものでそこでうまい頭の回りのいい人たちにいろんな意見を出させる、柔軟な。そして、本当にこの里川システムを郡上市が守るんだという意味での川課設置ということを提案したいということをお思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 川課という課を、そういう名称を持った課を設置をしてはどうかということですが、非常に語感としては斬新な感じもいたしますが、先ほど平澤部長が答弁しましたように、郡上市、非常に少ない人員でいろんなことをやっておりますので、対象を絞って、課の体制を細分化すればするほどいろんな意味でまた今1つの課ということで環境課という形でごみもやるが、川もやると。そのほかのこともやるという機動的な、あるいは弾力的な体制というものからすると若干私はやはり郡上市にとってはそういう形で細分化していくということについては限界があるというふうに思っております。十分御趣旨はわかっておりますので、環境課の中で川というものに対するこれから重点を置いていくことはしたいというふうに思います。

名称からいいますと、そういう非常にわかりやすいという意味では傾聴に値することかと思いますが、そういう点でいきますと、今の農林水産部の林務課は山課とすると、山課、川課という山川さんのお名前に若干近づいてまいります、そういう確かに言い方もあるかと思います。

知る限りは、例えば四国の四万十市、四万十町では川対策をしっかりやっていくということで、

四万十町あたりでは四万十川対策室という、課の中に1つのまたそういう3人ぐらいのチームをつくっておられるということはあると思いますが、参考にはしたいと思います。

いずれにしても、そういう名称のつけ方あるいは課の設置の仕方、こういうものについては必ずしもすぐわかりましたというふうにはいきませんが、政策の重点という意味では十分ご意見を承りたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） このネーミングだけのことをただ先走ったということを行っているわけではございません。川課という中のこの心、精神が大事で、川課の中に環境があってもいいというくらいに思っていますから、細分化するという意味か、ここは小手先を変えて使ってやれることかもしれない。

時間がございません。感想だけいただきたいと思います。市長がフランス・ケゼルスベールへ視察されました。その御感想を時間内でお答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、岐阜県のほうから御紹介をいただきまして、フランスのアルザス地方にあるフランス語風で言うと「ケゼルスベール」と言うんですが、現地では「カイゼルスベルク」と言っているようですけれども、そういうまちを訪問させていただきました。

感想としては、非常に郡上八幡に似た、そのまち自身はまちであるということと、フランスのアルザス地方南部のほうなんです、岐阜県とオ・ラン県という県、それから高山市とコルマルという市、それから白川村とリクヴィルという村というふうに関係が今いろんな連携が進んでおりまして、そういう中の一つの柱としてカイゼルスベルクと郡上市は交流してみてもどうかというお話をいただいたので、私はいわば先遣隊のようなつもりで行ってまいりました。

ぜひいろんな意味でこれから国際交流には国際交流なりのいろんな課題がありますが、1つの大きな可能性を秘めた地域であると。そして、友好的な連携が、ただ、ぽつんと私ども郡上市がそこへ行って交流をするというのではなくて、既に岐阜県とそのオ・ラン県、それから高山市とコルマル、白川村とリクヴィルという、その地域においても既に自治体交流が始まっている、その中で東になってもう一つの柱ということで交流をするということは非常に私としては可能性があると思いますので、ぜひまた議会のほうも現地を訪問していただくような機会を持っていただきながら、これから検討をしていければというふうにいるところでございます。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。議長より御指名をいただきましたので、きょう、また欲張って5項目上げさせていただいておりますが、余り深く入れないかもしれませんけれども、御答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

まず1番目に、合併特例債の延長、または新たな起債の創設の旗頭という題目を掲げさせていただきました。郡上市につきましては、合併当初は本当に厳しい財政状況の中でスタートをし、日置市長さんも就任になられてからそのことを危惧されながら、財政再建、身の丈に合った財政規模づくりといたしますか、そういった中でいろんな仕事も手がけていきたいということで、そのことに注意力を置きながら進めて来られた成果は着々と起債制限比率等の数値あるいは公債費負担比率等で如実にあらわれて12%台にまで数値も改善をされてきているということにつきましては本当に敬意を表させていただきたいと思います。

そこで、また毎回到近いくらい財政のことを市長さんにお伺いするわけですが、今回も合併特例債、いよいよ30年度で来年度で終了と。いよいよ31年度からは新たな財政計画の中で郡上市づくりを進めていかなきゃなんというふうな状況は既に御承知のとおりでございます。

8月9日でしたか、新聞に合併特例債の延長をということで、岐阜市長さんらを中心に県出身の野田総務大臣に延長の申請をされたというふうに記事が出ておりまして、自分は早速、市長さんの写真があるのかなと思ってのぞいてみましたら、市長さんの顔はなかったわけですが、郡上市はかなり合併特例債を100%に近く使っていこうという。そして、市の振興を図ろうというふうな状況でございますので、その辺を受けられてかなということも思いましたが、やはりいろんなこれからの郡上の未来を考えたときに財政の規模をある程度縮小していくことはもうこれは必至の状況ではありますが、1,000億の公共事業を700億近くに落としながら、またさらに今後予定されておる偕楽園とか、あるいはケーブルテレビの設備、情報ネットワークの再整備、あるいは先送りしております市内の広い地域の道路橋梁等のインフラということがまずは差し向かってくる課題があるうかと思えます。

それにプラスしまして、市の公共施設等の総合管理計画というものが策定をされる中で、それに伴う予算のこれから充当財源不足というものもこれからかなりそれに付加をして出てくるということになりますと、勢い、市のできる仕事量というものが限定をされてくるだろうということと、含

めて地方交付税の合併特例債の特例がもうなくなってしまうということのいろんな要素を踏まえたときに、やはりこのままの状態では財政の縮小をやっていくのはやむを得んのだという経営の方針では、これからの郡上市づくりには僕は障がいが出てくるのではないかなということを思うときに、延長も含めて、どうしても特に市長におかれましては自治省にもお見えになりましたし、地方財政につきましては豊富な経験とノウハウをお持ちだというふうに自分は承知をしておるものですから、ぜひこの際、地方財政の強化ということも含めて、あるいは市の公共施設等総合管理計画をある程度整理統合しながらも維持補修をこれからも進めたり、大規模改修もやっていかなければならないという場合には必ずやっぱり交付税に依存をしております郡上市は、かつてまちづくり総合整備債といったようなものもありましたが、そういったものの制定をどうか市長、識見を生かして全国の首長の先頭に立っていただいて、私はそういう起債の創設、地方公共施設総合整備債みたいなものでもいいんですが、そういったものに重点的に使えれるものがやっぱり必要ではないかなということをおもひまして、そのことにつかましての将来、近い将来の市の財政計画をやっぱりこれからもさらに進めていくための財源づくりというものにつかましてどんなお考えをお持ちか、お伺いをしたいというふうに思います。市長、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

今御指摘の合併特例債でありますけれども、本市7カ町村が合併した郡上市においては、その活用枠が258億6,000万円ぐらいということでございまして、これが今回、平成29年度に合併特例債の活用を24億円ばかり今予算化をしているわけでございます。したがって、これを満度に使いますと、あと郡上市の合併特例債の活用枠としては21億1,000万円ぐらいが残っているということでございまして、前々からいろいろ議論されていますように、私はできればもう30年度の予算で、仮にその一部が31年度へ繰越事業というような形で繰り越されるとしても、平成30年度の予算、地方債の協議の中で合併特例債としての協議を終えて、財源をできるだけ確保していきたいというふうに思っております。

実は、先ほどの合併特例債の延長を求める首長の会議というのは、どうも岐阜市のほうから呼びかけがあったようですが、私のところまで来る前に財政当局のほうで、郡上市は来年度、確実にそこまでは使う予定だからということで、その集まりには参加しない意向を伝えていたようで、私もあの新聞記事を見て、ああ、こんな集まりがあるのかとびっくりしたような次第でございますが、いずれにしろ、私は郡上市は30年度で何とか活用をしたいというふうに思っています。

そこで、問題は確かに御指摘なさったように、郡上市としてはそうしますと、いわゆる交付税にリンクしたものとして、いわゆる臨時財政対策債は別格として、これは100%交付税の立てかえで

すから、それ以外のものとしては辺地債と過疎債ということでございますので、非常に活用できるものが少なくなってきたと。ただ、今お話がございましたように、国のほうも今、公共施設等適正管理推進事業債というものを設けまして、これについては各個別の施設計画で位置づけられたいろんな特定の一定の要件があるようでございますが、施設については交付税措置が50%、30%、ないしはないものというような、そういう起債区分は一つは設けているようであります。したがって、こういうものは今後活用できればしていきたいと思いますが。

それにもまして、やはり何らかのそういう財源、交付税の措置とリンクした地方債というものは設けてほしいということをかねがね思っておりまして、このことについては、今、地方創生を一生懸命やっておりますので、何とか先ほどお話がありました地域総合事業債のような形で、いわば地方創生債のようなものをかなり高率の交付税措置ができるものを創設できないかということで、岐阜県市長会へも郡上市としても提案し、岐阜県の市長会から東海市長会へ提案してもらい、全国市長会のほうへもそういうことで東海市長会の提案として国のほうへも伝えてもらっているというようなことでございます。

これからいろんな推移を見なきゃいけません、財政論としては余り交付税とリンクした地方債というのはモラルハザードの問題とかいろんなことで好ましくないという意見もあるんですが、我々、こういう非常に小さな自治体としては背に腹はかえられないので、そういうものを折に触れ、やはりそうした形で財源措置をしてもらいたいという要望はいろんな機会に申し上げていきたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。市長からは心強い、そういった制度も使いながら、新たな地方創生も含めたものでそういったことを運動を起こしているということでございますので、どうか余り時間はありますが、そういった創設に向けて郡上市の場合は自分も必要だというふうに思いますので、どうか御精励をお願いしたいというふうに思います。

1番を終わります。

それでは、2番目のテーマに移りたいと思います。

郡上市の医師確保に地産地消を市の医療施策に位置づけてはというふうなことで、ちょっと込み入ったような題にさせていただきましたが、このことにつきましてはお医者さんの問題ですので、郡上市も人口比率からいけば非常に少ないというふうなことも聞いておりますが、今、郡上市の広報のほうで郡上市の今後の地域医療をみんなで一緒に考えようということで、市内のお医者さんとか法人の理事長さんであるとかというところからいろんな意見を寄せていただいておりますのを見ましたところに、たまたま八幡病院の坂本理事長先生の記事を目にしましたところ、非常に郡上市の

将来のお医者さんの確保ということに物すごく心を砕いてみえて、みずからも院長としてやってみえるわけですが、本当に奮闘しておる状況が書かれておりました。

やはりかねがねこういったことは人づくりといいますか、郡上市の場合はやはり特にいろんな意味で人づくりは大事なんですけれども、この郡上市のような山間僻地のところへどんどんお医者さんが来ていただけるというようなことはなかなか今後難しいのではないかとということと、それから現在のお医者さんがやはり高齢化を迎えていて、その人たちの後続く人が若いお医者さんで、郡上へ行ってみようという形で郡上での医療に生きがいを感じていただけるということをするには、やはりどうしても郡上人であったほうが余計有利かなということを思ったときに、この話を見たときに、大学の6年間と卒業10年間のそういう修行の期間を入れますと16年間は1人のお医者さんが頑張っていたくまでにはかかるんだという形の中でいくと、今から始めても16年後というふうなことを思うときに、本当に今の世代の方へ続く、次の世代へ続く郡上の医療を守っていただけるお医者さんの確保はやっぱりそれぞれのお医者さんの御子息とかにお任せするという部分もあろうと思いますが、政策としてこの医師確保対策として、郡上市の施策として格別なやはりお医者さんの養成といいますか、そういったことを市としても積極的に取り組んでいくということは大きなことではないかなということを思います、市長の考えの中で、このことがもしお示しをいただけたら、何か考えがございましたらお聞きをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おっしゃるとおり、坂本先生が御指摘されてますように、郡上市の医師の特に一定の期間勤務をされているという医師以外の、それは大学等から派遣してきていただいている医師の方々にお世話になっているわけですが、そうじゃなくて、本当に郡上市に地域に根をおろしてやっけていただいている方々、そういった方々がかなり毎年毎年高齢、1つずつ年を重ねていかれるわけですから、坂本先生の危機感は私ももひしひしと感じているということでございます。

やはり考え方は2つあると思うんですけども、一つは、確かに郡上市で生まれ育って、ぜひ生涯にわたって郡上市の地域医療にかかわりたい、尽くしたいという、そういう若い人材をそういう志を持って、実際に何年かは郡上を離れていても帰ってきてくれるような、そういう人材を養成していくということは、育てていくということは非常に大きなことであります。

それからもう一つは、それだけではなかなか先ほどもおっしゃいましたように、今からかかって16年ということですから、そうではなくて、やはり郡上が一つの仕事をする場としても、あるいは生活をする場としてもすばらしいところだということで、郡上に惚れてもらって、そしてやはり地域の医療に尽くしていただけるという人材を確保するという、この2つだというふうに思ひます。

それで、前者のほうですけれども、今も郡上市の中には奨学金制度を持っておりますので、特に医学部を志す人については必要なそういった奨学金のようなものを、今額は決めておりませんけれども、医師として必要な分についてはそうした措置をするという体制をとっておりますので、そういう人材が出てくることを待ってもおりますけれども、それはまたぜひ小中学校、高校の教育という中からそういうふうな気持ちを持ってくれる子どもを育てていただくような、そういう教育との連携ということも非常に大切だというふうに思います。

それからもう一つ、今御承知のように、岐阜県がやっている岐阜大学における地域枠という、そういういわば制度があるんですが、これは岐阜県が一定のお金を貸与することによって一定期間岐阜県内の医療機関に勤務をしてくれるということを条件ということでございます。ただし、今、それだとやはりどうしても同じ岐阜県内でも比較的先生の層の厚いところで都市地域へ集まりがちだということで、実は岐阜県のほうもそういういわば岐阜県全体という医療機関という、そういう条件の方と、それからもう一つは大変医師数が多い岐阜圏域以外の圏域の出身者に限って、そしてそういう人たちには今の一般の地域枠よりももう少し多い学資を貸与することによって、そしてその出身市町村あるいは出身の医療圏へ勤務をしてくれるということを条件にした、もう一つ、地域枠のいわば一般コースと地域コースのような形の2つのコースに分けて新しく募集をしたいというような考え方を持っておられます。

そして、そういうものの中には、一般の学生に対する貸与枠に比べて毎月10万円、したがって6年間で720万円分多く貸し付けをするということで、その貸し付けはその学生の出身市町村にお願いしたいと、こういうような制度を今検討しているという最中でございますので、こういう県の制度と我々がもし仮に1カ月に10万円、我が市、郡上市の出身の医学生に対して奨学金を出すという形で将来何らかの形で岐阜県全体の医療機関というんじゃないに、この圏域あるいはこの市町村の医療機関に医師として従事をしてくれるという人材が確保できるということであれば、悪い話ではないというふうに思いますので、市独自のそうした施策以外に、そうした県の施策についても今後の動向を十分注意しながら検討していきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、やはりできるだけ、いろいろ今外からも大学派遣等で来ておっていただきますが、できるだけ長く郡上に勤めていただきたいと思いますし、もう一つ、例の自治医科大学の関係の卒業医師についても、もう既に何人かの方が9年の義務年限を経た後も郡上市の地域医療、辺地・僻地医療に当たっておっていただきますが、こういう方もできるだけやはり郡上市で多く迎えたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。お医者さんの確保というのはやっぱり期間を要

するということもあって、いろんな施策をこれでよしというものはないと思いますが、今市長おっしゃっていただいたように、県の新たな制度もまた郡上積極的に受け入れていただいて、これからの未来の体制づくりにも御尽力をいただきたいといふふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

項目をたくさんしておりますので、踏み込むことはこのくらいにしておきまして、次行きたいというふうに思います。

次もちょっと市長をお願いしたいと思っておりますが、最初の問題は。

「観光立市郡上」というのは、市長のこし郡上市のシンボルマークみたいになりまして、周知してかなり皆さんの中には浸透をしてくているというふうに思います。過日、7月1日から6日でしたか、スイス・ツェルマットのほうを市長以下団員の方が訪問されてきておりますし、またそれにつきましての報告はまた後ほどあるというふうには伺っておりますが、まずは市長の思いの熱いうちにそのツェルマットでの様子を若干、明宝の懇談会ときにはちょっとだけお話をさせていただきましたが、あんまり長くはちょっと無理かと思いますが、時間的に。郡上市の観光立市を進める上で今まで考えてきたことと、あそこを見にいかれてからの市長の通年、「観光立市郡上」の構想の構築にちょっと大きく路線を変えるとか、こいつはどうしても入れていきたいとかというようなことが1つ2つピンポイントで感じられたことと、これからの郡上市の観光立市に今後、こんなふうなことを盛り込んでいくようなことの何かそういう強い思いのもの、インパクトがありましたらそのことをお聞かせいただいて、細かくはまた報告書を後日見させていただきたいと思いますので、市長の行かれたときの、行かれました後の今における気持ちをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がありましたように、過日、6名でこのツェルマットを訪問させていただいたわけですが、まず私が感じましたのは、このツェルマットというまちが観光のまちあるいはリゾートのまちとして発展をしてきたというのは、マッターホルンというあの山が1865年に初登頂をされたという。ちょうど今から150年ほど前にイギリスの貴族によって初登頂されたというところから、そういうまちづくりが始まったということで、やはり非常に長い歴史の積み重ねの中で、しかも何とか非常に、当時は貧しいところだったそうです、山の中ですね。それを何とか我々がこれで生きていかなきゃいけないという、その地域の住民の皆さんのやはり志、思い、いろんなものが今日を形成してるということを感じさせていただきました。

そういう中で、何点か申し上げますと、まず第1点は非常にそのマッターホルンを初め、自然というものを非常に大切に、それをまたいろんな観光のアクティビティ活動といいますか、そういうようなものに、スキーあり、あるいは自転車といいますか、山のバイク、マウンテンバイクの

ようなものありとか、あらゆる形で、しかもあるいはロープウエーでも登れるし、本当に本格的な登山をしている人もいるというような形の非常に多様なアクティビティに結びつけている点が印象に残りました。

それから2番目は、やはりマーケティングの巧みさといいますか、一度捉えたお客さんをやはり徹底的にいろんな意味でフォローをしていくということの賢さ、力強さというものを感しました。

それから3点目は、やはり私どもが目にしたわけですが、早朝、まちを掃除をしているまちの多分職員だろうと思います。ごみを集めたり、人目につかないところで本当にきれいにまちを整備するというような努力ですね、そういうこと。あるいは、まちのあちこちに何カ国語かで、多分、どうぞようこそいらっしゃいましたと書いてあるんだろうと思いますが、さりげなくベンチが何カ所かにずっと置いてあって、ちょっとお休みくださいというようなものがあるという、いわば来た人に対する心遣いとか、そういうようなものが印象に残りました。

それから4点目に、役所頼りということでなしに、ブルガーゲマインデという、昔は放牧地とか山の管理をしてたような、ある程度の共有財産を持っているけれども、純然たる役所ではない公的な自治組織といいますか、そういうものが非常に知恵を絞りながら幾つかの事業をやっていると。日本で言ったらある意味では残産区みたいな、そのかわり何でもやれるというような位置づけのものかなとも思いながら来ましたが、いずれにしろ、そういう人たちが自分たちの地域は自分たちでそういう与えられた資源を生かして観光事業をやっていくんだという非常にすばらしい取り組みをしておられたというようなことでございます。

それから、特にツェルマットでは地産地消ということを非常に大事にしておられて、多少高いものでも地元でつくったものは買うんだというようなところがございまして、一例から言いますと例の電気自動車などは1台1,000万円ぐらいするそうですけれども、いや、60年間ぐらい使うんだという中でそういう地元のそういうものを使っておられるというようなことがございました。

いずれにしろ、そういう何点かまだ語り尽くせませんが、やはり学ぶべきものがたくさん、今申し上げたような点で、私たちは観光、観光と言って観光業のことだというんじゃないしに、やっぱり地域づくり、あるいは環境問題、消費と生産、そういうような問題として捉えて地道に、しかし力強くやっていく必要があるというふうに感じた次第でございます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 大変時間を制約しまして恐縮でございましたが、市長の思われたことをお聞きできたのも、またこれからの郡上立市、観光立市の中で生かされていくんではないかなというふうに御期待を申し上げたいと思います。御苦労さまでした。

それでは、ちょっと走らせていただきますが。

もう一つは、これは観光立市に関係なんですけど、ことし、時を得たごとくと思いますけれども、民泊の整備という形で、これは明宝の会場でも意見として出されておりましたので再度のような形になりますけれども、いよいよ民泊の整備に、民泊を営業する場合に、来年の3月で火災報知機の設置基準が期限が来るということで、これによって火災報知機をきめ細かくつけないと営業できなくなるということから、一部、明宝でも廃業しなきゃならんというような民泊も出てきておるようの中で、今回の市の宿泊施設の改修補助支援事業でございますけれども、これだけやるということでは多分ないと思いますけれども、いろんなトイレ等水回りも含めて、宿泊施設として整備をしようという中に火災報知機の設置もあわせてやっていきたいというふうな希望があると聞いておりますが、現段階では火災報知機については対象外というふうにお聞きをしておりますけれども、ぜひ期限も余りございませんが、観光立市にはやっぱり宿泊施設は絶対欠くことはできないので、これ以上やっぱり減らないことも大事な事かなというふうに思いますので、どうか営業が継続できますように、こういった火災報知機等につきましても必要であればその改修対象補助事業としてお認めていただくことに方向を修正していただけるとありがたいと思ひまして、これにつきましては部長のほうから御答弁いただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、手短に結論のみ申し上げます。

その後要綱を再確認しまして、その結果でございます。今の宿泊施設の改修事業は、いわゆる宿泊施設や設備のグレードアップをして、宿泊客の増加ですとか、あるいは宿泊業の振興を目的としている。そういうことから考えますと、火災報知機のための設置というのは対象外としておりますけれども、この火災報知器の設置に合わせて、本来の目的の客室の改修あるいは施設のグレードアップ、そういったいわゆる対策とあわせてやる場合にはこの火報が入っておりますも含めて検討しまして、審査会持っておりますので、その審査会で審査の上、それもあわせて補助を行うことにしておりますので、御理解願ひしたいと思います。

（17番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。せっかく予算化していただきました5,000万でしたか、これが足りないくらいに郡上の市内の宿泊施設にそういった整備が進められるように期待をしたいと思ひますし、それを入れていただくということで対象事業としていただくということをお聞きしましたので安心をいたしました。

どうかこれからいろんな施策の中で皆さんが頑張れるようなことであれば、もしこれもふえてくれば、件数が、補正をしていただくなりしてでも、どうか宿泊施設の整備、今後とも続けていただくようお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

次は4番目でございますが、いよいよ来年度は国民健康保険の関係が県へ移管をされるというふうな状況になってきておりますが、過日の報道ではメタボとこれは特に書いてありましたけれども、メタボ減で国が県と市町村へそれぞれ500億円ずつの報奨金を支払うんで、それをしかもそういうことに取り組んで保険料の徴収率であったりとか、メタボ対策の施策の打ちようであるとか、そういったことを含めて医療費の削減であるとか、いろんなことが書いてありましたが、いよいよことし、来年度それをもらおうとするとことしの数字が来年度へ反映していくということになると思うんですけれども、そういった場合に、これはやっぱり市民に健康づくりを当然進める中でそういったことも視野に入れて、来年度、国保が県に移管をされましても市には1,000億のうち500億は全国の自治体に報奨金を出すという制度になっておりますので、国保税の軽減ということも含める中でぜひ財源確保としては必要ではないかなと思います。この国の考えているメタボ減で報奨金をとということで、郡上は今状況からするともらえそうですかどうか、その辺のところを部長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、お答えいたします。

まず、議員おっしゃられます国保の事業における保険者努力支援制度ということの中にメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率の項目とか、あとは特定健診の受診率向上など、こればかりではないんです。何項目か指標があります。

そのような取り組みによって成果を挙げた保険者に項目別にポイントを付与して、総ポイントで評価して多く獲得した市町村が交付金をより多く受け取ることができるというようなインセンティブの制度でございます。

この交付金は、国が市町村の国保保険者に対して保険者努力支援分として300億、別途特別調整交付金より200億の総額500億が予算化して医療費の適正化を強化するというものでございます。

市におきましても、誰しもの願いである健康と寿命を確保しつつ、医療費の抑制につながる生活習慣病予防を重視しまして、国民健康保険加入者を対象とする特定健診の受診率アップ及び特定保健指導の充実に努めているところでございます。

平成27年度の法定受診率が57.1%、保健指導実施率は45.8%であり、健診の受診率は微増ではありますが、年々上昇しておりまして、県下42市町村の中で上位4位、上のほうからです。高いほうから4位の結果となっております。

健診の受診結果を分析しますと、継続受診者と未受診者では年間約2倍の医療費の差が出ておりますし、メタボの方とそうでない方では年間約5万の医療費の差がありました。また、4年間継続受診されましたメタボの方の3人に1人が改善の成果を出しております。

以上の効果から、今後の目標値としては受診率 65%を掲げ、県下の1位を狙う勢いで、さらにメタボ改善を目指していきたいと考えております。

今年度におきましては、重点事業として受診勧奨の取り組みは、1つには健診を受けるということが習慣化された地域づくり、文化づくりを目指しまして、保健推進員さんとか、自治会や市民協働のもとで進めていきたいと考えております。

2つ目には、治療中であってもこれを健診の対象となるわけですから、健診結果から生活習慣を改善して、要は疾病の重症化予防につなげていきたいと考えております。

3つ目は、継続受診を狙い、受けやすい健診、受けたい健診というようなところの健診体制の整備とか、保健指導の質を向上するために、その対策とか実践評価について、部課を超えまして関係機関、スタッフによる会議を年3回ほど今も開いております。かかわる職員全員が共通認識のもとに意気込みをもって取り組んでいきたいと考えております。

また、特定健診は保健者健診ですので、そうではない、全市民に対しての健康づくりの意識を高めるために、30年度からは家族ぐるみ、地域ぐるみでの自発的な健康づくり行動にインセンティブを付与するようなちょっと事業ができないかということで、現在、検討して準備を進めているところであります。

また、平成23年の3月の議会におきましては、市議会といたしまして健康なまち郡上をつくり上げるために、健康づくりの重要性を広く市民に伝えながら、特定健診受診率向上を目指すことを決議し、宣言をしていただきました。

というようなことがありまして、改めて市民、議会、行政が一体となって健康づくりに邁進していきたいと考えておりますので、今後ともさらなる市議会からの御支援のほうもお願いしたいと思っております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。県下一を目指して、ひとつ報奨金が目当てではなくって、健康づくりがメインで報奨金がついてくればこんないいことはないと思いますので、さらなる私たちも含めて一生懸命このことに向かっていきたいなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

5分を切りましたが、質問を簡単にもう一度市長の答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ちょっとこの場には余りふさわしくないテーマやったかもしれませんが、最近、特に北からのミサイルの発射が日本列島を越えていくということで、つい先日の9月15日でしたか、何か日

本の上空を越えるのは6回目とかっていうことも聞きましたが、北海道とか高知のほうとかっていう遠いところの話なんですけれども、やはりこれは郡上市としてあってはなりませんけれども、自助・公助・共助ですか、そういったことも含めていろいろ考えたときに、市でどうのこうのということではないかもしれませんが、やっぱり郡上市としてのこれへの取り組みについては市民の皆さんに安全・安心という意味でメッセージを発することは必要ではないかなということを思っておりますので、市長のお考えをお伺いできたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

時間のないところ、恐縮です。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

昨今の北朝鮮からのミサイルの発射等をめぐる問題では、本当に国際的な緊張というものも高まり、私どもとしては憂慮すべき事態だというふうに思っております。外交とか国防というのは国の専権事項でございまして、地方自治体の首長がとやかく言うべきものでもないという点も思っておりますが、ただ、市民の安全保護という意味からすると一つの大きな責務を負っておりますので、全く無関係というわけではないわけでありますけれども、私が率直に感じますのは、こういう非常に緊張した状態の中で、きょうはくしくも2年前に新安保法制の成立した日でもありますけれども、こういうときこそ、しかし、もちろんいろんな意味で現実的な警戒とか、防備ということについては怠ってはいけないと思いますが、いわゆるこういう時期に熱くなって、直接力を行使するというような論に傾きがちではありますけれども、こういうときこそ、しかし戦後、平和憲法のもとで平和法制というものを守ってきた日本がやはり冷静な立場で外交あるいは防衛についても節度ある体制をとっていくということが大事ではないかというふうに思っている次第でございます。

そういう意味では、国において国民の安全ということを最優先に、まさに今、政治の能力の最大限を使いながら、そういう努力をしておっていただいているというふうに思っておる次第でございます。事態の推移をまずは見守っていききたいというふうに思いますし、それから市民に対しては今、J－ALERTでいろいろと警戒情報を出したりということで、この前のミサイルの発射についてもちゅうど長野県までがJ－ALERTの情報発信の区域でございまして岐阜県はなかったわけですが、市民に対しましてはいつ何どきそういうことも現実的にあるんだということはやはり現実認識としてしっかりそういうことも理解をしておっていただき、ああいう際に、堅固な建物に逃げ込んでくれとか、いろんなそれぞれそのときに今の現状で成し得る最大限の防御といいますか、身の安全を守るための措置がいろいろ言われておりますけれども、今はそれをする以外になかなかないわけでありますけれども、そうしたこともしっかり通常の防災のときのそういう心得と一緒にやっぱり市民もしっかり冷静に受けとめて、そういうことがあった場合にはこうするという心にそ

のことをしっかり受けとめてもらいたいというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 大変時間のないところを、それぞれ市長さん初め部長さん、簡潔な回答をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、私の質問の全て終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は2時35分を予定いたします。

(午後 2時22分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時33分)

◇ 原 喜与美 君

○議長（渡辺友三君） 3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） 議長より発言の許可を受けましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点の質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず最初に、遊休農地の固定資産税対応についてでございます。

国は、優良な遊休の農地を少しでも減らすため、農家に対し耕作できない農地を受託組織への委託促進に加え、農地中間管理機構を通じ、遊休農地の利活用を図るため、所有農家へ同機構との協議を進めるよう勧告を行うことといたしております。

その勧告に対応をしない農家につきましては、その遊休農地を翌年より、固定資産税の関係ですが、1.8倍にアップする意向を示しております。この件につきましては、農業新聞等で大きく報道をいたしておりまして、今回、質問をさせていただくものでございます。

耕作できない農地は農地中間管理機構へ委託するか、または自分で最低限の耕期管理をすれば税率のアップの対象にはならないということではありますが、本市の状況は農家の高齢化、また後継者の不足等によって遊休農地が増加をすると想定をされます。地域におきましては、個人や団体での受託組織がありますが、件数が少なく、どの組織等も手がいっぱい受け入れが飽和状態となっているのが現状でございます。

それに、地域によっては農地の区画が小さかったり、または高低差が多かったり、道路整備が完

全でないというようなことから、受託組織も引き受けをしてくれない農地も多く見受けられるようでございます。

そこでお尋ねをいたします。本市においては、これらの勧告対象となる遊休農地はどれくらい存在をするのか、またその遊休農地の具体的な内容とか、状況、現状などについてどのようなものであるかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、お答えいたします。

勧告対象となる郡上市の遊休農地の状況はということでございましたので、制度の中身や手続の流れも含めまして御回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

課税強化の対象となる農地ですが、農地法に基づき農業委員会から農地所有者に対し農地の貸し借りを仲介する農地中間管理機構と協議することを勧告された遊休農地でございます。この勧告協議はいきなり行われるのではなく、農業委員会から利用意向調査において機構への貸し付け意向を表明せずに耕作の再開を行わないなど、優良な農地を放置している場合に限定されております。

勧告までの手順でございますが、農業委員会には農地利用の確保や遊休農地の実態調査などを目的に、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールというものを毎年8月ごろに実施しております。その調査の中で遊休農地をリストアップいたします。

ここで言う遊休農地の定義でございますが、一つといたしましては、過去1年間以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない農地。もう一つは、耕作は行われておりますが、周辺に比べて利用の程度や管理が著しく劣っている農地ということになっております。

平成28年度の利用状況調査におきましては、遊休農地と判断される農地でございますが、113筆、6万7,411平方メートルございまして、うち2筆、2,298平方メートルにつきましては、その後農地法に基づいた転用手続がなされまして、最終的には111筆、6万5,113平米が遊休農地と判断されております。

農地パトロールにおきまして遊休農地と判断された農地所有者に対しましては、農地をみずから耕作するのか、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを行うのか、そして農地中間管理機構は利用せずに、他の誰かに農地を貸し付けるのかなどの、今後農地をどのように活用していくかというものの利用意向調査というものを実施します。

この利用状況調査におきまして農地中間管理機構を通じた農地貸し付けを行う意思がある農地については、機構へ紹介しまして農地を貸し付けする意向を示した優良な農地につきましては農地中間管理機構の設定手続を進めます。また、機構に紹介しまして機構が借り受けないという意思を示された場合におきましても、ともに勧告対象の遊休農地から除外されるということになります。

一方、みずから耕作するというふうに答えまして、原則、翌年度の農地パトロールにおきまして回答どおりの耕作がなされておらないような場合でございますが、そういった場合の農地につきましては農地中間管理機構へ貸すことの協議を所有者へ勧告するという事で、この場合、初めて遊休農地の課税が強化されるということになります。

先ほどの遊休農地と判断されました111筆のうち、機構への貸し付け意思を示した農地は38筆。農地法の規定により、機構への中間管理権の設定の可否を紹介した農地が73筆ということで、いずれも機構側より貸し付け意思の借り受けはできないというふうな回答がございましたが、結果的には111筆全ての遊休農地が勧告対象にはなっておりません。よって、課税の強化された農地もございません。

このように、みずから耕作することが困難な農地、誰かに借りてもらいたいけど当たらない農地につきましては、利用意向調査におきまして農地中間管理機構を通じて農地を貸し付ける意向を示していただければ、結果的に農地中間管理機構が借りる借りないにかかわらずに勧告対象となりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ありがとうございます。ただいまの部長の答弁によりますと、郡上市においてはそのような対象の農地がないと。いわゆる勧告を受けるような対象の農地はないということでございますので、今後もそうした事態にならないよう、どうか御努力をしていただくということでまずは一安心をさせていただきました。

私は、本市のように特に典型的な中山間地域においては、条件が不利地といいますか、条件が悪いがために、今後、一層引き受けていただけない、そういった農地が多く発生するのではないかと想定がされます。そういうことで、それらの農地が勧告対象となって、そして税率がアップということになりますと、いかにもこの地域においては不平等ではないかということを感じましたので、この質問をさせていただくことになりましたが、今御答弁にもありましたように、そうした対象農地が発生しないように対処していただくということをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に2つ目の質問に入らせていただきます。

本市の農業委員会の体制がこの春改正をされまして、農地利用最適化推進委員が新しくできました。この推進委員を含む活動状況についてお尋ねをいたします。

本市の農業委員会体制が今年度より改正をされまして、今申し上げました農地利用最適化推進委員19名の新設が行われました。まだ半年という期間でございますので活動状況といっても重立った

事業は実施できていないかもしれませんが、私はこの新しく設置されました農地利用最適化推進委員に大きな期待を寄せておるものであります。

本市におかれましても、人・農地プランの取り組み強化により、地域を挙げて中山間集落の存続または維持に御努力をいただいておりますことには感謝をいたしております。

また、聞くところによりますとＪＡ、農協ですが、市の人・農地プランと同様の地域営農ビジョンというのがございまして、この策定に取り組み、各集落ごとに集会を開いて協議をしておられます。農協の担当者に聞きますと、市の担当者の方々の積極的な協力があつて大変ありがたいというふうに伺っております。

この地域農業の改革とか維持についてはＪＡの使命であると思いますが、市としても農協とともに今回新設をされましたこの農地利用最適化推進委員の方々を中心に地域に溶け込み、地域に合った里山集落の農業を守るため、大いに取り組んでいただきたい。しっかりと地域農業の存続に力を入れてもらいたいということを思っております。

先ほどの質問でも申し上げました遊休農地の件でございますが、この対策につきましてもこの推進委員の方々を中心に地域をまとめていただき、集落営農の基盤づくりに頑張ってもらいたい。そこで、現在の農地利用最適化推進委員を中心としました取り組みの状況、また今後の方針、また年度末に向けての事業展開等についてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

農地利用最適化推進委員を含む活動状況ということで、初めに推進委員の数の状況でございますが、議員御指摘のように、農業委員会に関する法律の改正によりまして農業委員会に農業委員のほかに新たに農地利用最適化推進委員が設けられることになりまして、ことし３月、郡上市の農業委員会は農業委員１９名、同じく農地利用最適化推進委員１９名の新しい体制でスタートしております。

農業委員は主に農地法令の事務ということで、農地の権利移動ですとか転用等の許可を中心に行いますし、農地利用最適化推進委員は主に担当地区の現場業務といたしまして農地利用の最適化の推進を行うということになっております。

ここで言う農地利用の最適化の推進とは、具体的には担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規就農者、企業参入、地区外からの耕作者等新規参入の促進をすると、その３点でございます。

今回新たに推進委員になられた方々には、いずれも地区から推薦によりまして出されてきた方でございますが、地域事情にある程度精通された方ばかりでございますが、担当地域が広範囲ということであることから、この半年間は何よりも地域を把握していただくために現地パトロールをして

いただくと。そして、農地制度や農地中間管理機構の事務事業を理解していただく研修を主体として活動していただきました。

先ほどもちょっと御回答いたしましたが、法令業務の農地パトロールにつきましても、農業委員、推進委員の合同で実施しております。今後はこれまでの経験を生かしまして利用意向調査での戸別訪問ですとか、特に遊休農地の発生防止・解消の活動ですとか、担当地区の人・農地プランの策定の支援などを取り組んでいっていただきたいと思っております。

それと、続きまして人・農地プランの策定の強化の促進をということでございますが、人・農地プランにつきましては、平成28年度末で18地区が策定されておまして、今年度は八幡、白鳥、和良、美並地域で策定の協議を進めております。このうち、暗渠排出事業や農地集積が見込まれる美並の根村地区と上荏安地区では、農業委員や推進委員も参加して人・農地プランを策定していただきました。

また、策定済みである明宝の気良田口地区につきましては、担い手農家の法人化に伴い、人・農地プランの更新も行っております。

さらに、先ほどお話がありましたJAめぐみの3主体としまして、大和町の下古道、白鳥町の阿多岐、恩地、六ノ里、野添、那留、前谷、石徹白、そして高鷲町の内定農家に対しまして集落座談会や地区役員等を対象としました検討会も進められております。

郡上市のほうですが、標高が100メートルから1,000メートルという非常に多種多様な地形で農業が展開されております。農業センサス区分にされます農業集落ですが、155ということでございますし、農事改良組合も263地区と非常に細分化されております。このため、画一的な人・農地プランを進めるだけでなく、集落、地域に合ったプランの策定を進めてまいりたいと思っております。市職員やJA職員の職員数も数が限りがございますので、マンパワーが不足でございます。こういったことから、議員御指摘のありましたように、今後は地域単位で市職員、JA職員と農業委員と、そして推進委員と連携協力しながら、特色ある地域農業を推進継続するための人・農地プランの策定を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ありがとうございます。私が今申し上げたいこと部長から御答弁いただきましたので、せりふがなくなってしまったような状況でございますが、この新設をされました農地利用最適化推進委員の方々は今お話にありましたように、広範囲とはいえども地域の細部にわたって配置をされておりますので、今お話ございましたように、農業委員の皆さん、また農事改良組合長さんの皆さん、また地域の自治会の役員の皆様方、この方々と連携をとりまして、その地域に合った集落営農の基盤を築いて将来へ向かっての地域農業の存続、発展に努めてもらいたいことを

願いまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、3つ目ということになりますが、先ほどの17番議員と若干重複する面がございますが、J－A L E R Tの市民への周知方法ということで、私からは若干観点が違うお伺いをいたしたいと思います。

J－A L E R Tにつきましては、先ほど市長御答弁の中でもございましたように、皆さんも御存じのように、全国瞬時警報システムでございます。私がこの質問を検討させていただいたところは、それほどJ－A L E R Tについては騒いでおりませんでした。近年、隣国北朝鮮のミサイル関係でかなりニュース等で騒いでおりますので、皆さん方も御承知だとは思いますが、次の点について御質問をさせていただきたいと思います。

このJ－A L E R Tにつきましては、御承知のように重要な緊急事態が起きたときに国が国民に対し瞬時に情報を伝達するシステムとして2007年に運用が開始されておるものであります。当時は津波や地震などの自然現象、これが一番大きかったわけでございますが、最近は大規模なテロやミサイル発射などの有事関係においても緊急情報を衛星回線などによって配信をされると。また、屋外スピーカーやテレビなどで住民といいますか、国民の皆さんに届けられることになっております。

今、この国家レベルの事業でありますので、いわゆる地域の自治体では国の指示に従うということの方法しかないかもしれませんが、私が質問を申し上げたいのは、市民の皆さん一人一人がこのシステムを把握、またはよく認識していなければ、まさに絵に描いた餅に終わりがねないということとを懸念するものであります。

先ほども申し上げましたように、最近北朝鮮のミサイルの関係から市民の皆さん方もJ－A L E R Tについては大分認識をされたと思いますが、運用開始から10年が経過しますが、私が検討しましたころはこれほど騒ぎになると思っておりませんので、このような質問になるわけですが、このシステムが市民の皆さんにどのように周知されておるか。また、どのような市民に周知するための方策をとられているか。その点についてお尋ねしたかったわけでございます。

特に皆さん方も御存じのように、新聞、テレビ等におきましては、国からのこのJ－A L E R Tがうまく地方の自治体に接続しないというようなトラブルが発生しておるというのをさきのミサイルの関係の報道でも幾つか耳にいたしました。

また、この緊急事態のJ－A L E R Tの内容なんです。私も不勉強でまことに申しわけないんですが、聞くところによりますと、内容によっては警報音が違うというふうに聞いております。例えば津波や地震のときにはどういう警報音、ミサイルとか大規模テロはどういう警報音と、音が違うとなると国民の皆さんといいますか、今は市民の皆さんというふうに言いかえますが、市民の皆さん方が音を聞いて何だということがわからないと何かサイレンかなんか鳴っているなというだけの認識では困るというようなことから質問をさせていただくというものでございます。

今申し上げましたように、つい先日の9月15日にも北朝鮮のミサイルが発射されまして、国からはJ－A L E R Tが発せられました。先ほどの市長さんのお話もありましたように、隣の長野県までが対象地区ということで、長野県まではそれぞれ情報が自治体にも入っておったようですが、岐阜県は対象地区でないということから岐阜県にはそういったものが発信されてこなかったと思いますが、私がお尋ねしたいのは、そうした国からの指示があった場合に、市民に対してどのような方法でもって周知されるのか。また、これらにつきましては事前に訓練等を行うことが可能なのか。市民の皆さんに周知してもらうためには訓練等が必要かと思いますが、そういった点などにつきましてどのような対策を検討されておられますか、お尋ねをいたしたいと思います。

なお、17番議員と重複するところは省略していただいても結構でございますが、御答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、このJ－A L E R Tにつきましては、津波はこちらはないわけでありましてけれども、震央の最大震度が5弱以上、そしてこちらで感じる震度が4以上と、こういうふうに予測される大きな地震あるいは御指摘のような武力攻撃、または存立危機という事態が発生した際に、国が国民保護のために必要な情報を通信衛星を利用して瞬時に市町村防災行政無線を起動させまして、サイレンとともに伝達するシステムであります。国から住民といいますか、地域へ直接瞬時に情報伝達するということがこの大きな特徴でございます。

また、このJ－A L E R Tに加えて、市町村におきましてはE m－N e tと言われる緊急情報ネットワークシステムが整備されております。それで、国から緊急情報が文字等でも伝達されますので、市では国民保護計画に基づきましてこれらの情報を防災行政無線やケーブルテレビ、ホームページ、また自治会等を通じての連絡と、こうしたさまざまな手段を用いながら、市民の皆さんには伝達をしていこうと、こういうふうにしてございます。

そこで御質問のJ－A L E R Tの周知ということでありますけれども、国により、全国一斉に年2回緊急地震速報の訓練が行われております。これはJ－A L E R Tを通じた訓練放送でありまして、この際にあわせてシェイクアウト訓練も毎回郡上市におきましても実施をしているところでありまして、郡上市では市民の皆さんには前もって広報無線、防災行政無線等でこの旨をお知らせし、訓練参加を呼びかけているわけであります。ことしは7月に実施をしましたし、また11月にも今予定をしているところであります。その際には、J－A L E R Tを通じた訓練放送ですと、こういう点をお知らせしていますので、J－A L E R Tというものにつきまして、この全国一斉の訓練とあわせて少しずつ皆さんがその体験をされておられるのではないかというふうに思います。

また、北朝鮮による弾道ミサイルですね。この発射に関しまして、5月ごろから非常に我々も危機感を感じておるわけでありまして、市のホームページ、今めくっていただきますとトップページにそのトピックス欄ですね。それから、ケーブルテレビにおきましてもトピックス欄におきまして、弾道ミサイル発射時の注意事項、これを掲載をさせていただいております、ミサイルが日本に落下する可能性がある場合はJ－A L E R Tにより防災行政無線で特別なサイレン音とともに、避難等の知らせをいたしますと。また、ミサイル落下時の皆さんの行動ということにつきましてもお知らせをそこでしているわけであります。

これは特に国民保護ポータルという国の内閣官房でつくられておる、さまざまな場合にどのように待避するかと、具体的にそういうふうなホームページがあるわけですが、そちらにすぐリンクして見ていただけるようにしております。また、スマートフォンのアプリによりまして配信サービスを受けていただくこともできますので、それも推奨をさせていただいております。

今後につきましては、弾道ミサイルに係るJ－A L E R Tについて、よりよく御理解をしていただきますように、ケーブルテレビなどでわかりやすくこのことをお伝えしていくということを今計画をしているところであります。

それから、J－A L E R Tの警報音につきましては、緊急事態の種別により使い分けられております。緊急地震速報の警報音は、先ほどの全国の一斉訓練、これでも流れます。それから、NHKのホームページで確認をしていただくこともできます。

また、ミサイル発射時の警報音は、内閣官房国民保護ポータルサイトまたは消防庁のホームページで御確認をしていただくことができます。これも私たちも何度かそれは主張したわけですが、このことも市民の皆さんに周知をさせていただきたいというふうに思います。

次に、J－A L E R Tの保守点検ですが、これは毎年、専門業者に委託して実施しております。緊急時に確実に作動するように注意を払っておるところであります。前日の年2回の緊急地震速報の訓練は、あわせてJ－A L E R Tの受信と伝達の起動確認を行うこともこれは一つの目標でありますけれども、今まで異常が見られたことはありません。現在のところ、システムは正常に機能しているということでございます。今後も引き続き適正な維持管理にしっかりと努めてまいりたいと思います。

それで、最後に訓練のお話がありましたけれども、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練につきましては、近隣では三重県の津市、それから石川県の輪島市で実施されておりますけれども、これは国や県が市町村と一体となって順次行われているものであります。訓練に関して、岐阜県危機管理部危機管理政策課というのがありますが、ここと相談もしましたけれども、国からE m－N e tによる情報伝達を受けて、防災行政無線で住民の皆さんに伝達し、そして実際に避難訓練をしていただくと、こういうことのものでありますけれども、今後、県との協議を踏まえながら検討をして

まいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3 番（原 喜与美君） ありがとうございます。先ほど J－A L E R T の関係につきましては市長さんからも御答弁の中でありましたように、新聞報道によりますとどこに逃げればいいのかというようなことや、ただ逃げてください、頑丈な建物に避難してくださいと言われても、その付近にそうした建物等がなければ、ただ、住民は惑うといいますか、ばかりでございます。したがって、私はこの警報によって市民の皆さんが安全対策をとる以前に困惑して右往左往されるようなことがないように、今御答弁いただきましたが、郡上市に合った的確な指示をしていただきたいというようなことで、屋外に出て、そしてかえって危険な目に遭うということよりは、屋内におったほうがいいというようなことも報道で知らせておりました。そういう意味で、細部にわたった細かいそういった指導を市民の皆さん方をお願いをしていただきたいと思います。

時間配分をちょっと間違ったようではございますが、以上で私の質問は終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

(午後 3 時 0 3 分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久